

令和4年度

**松原市立学校園に対する重点指導事項**  
**社会教育の重点事項**

**松原市教育委員会**



世界初！国際ナショナルセーフスクール全校国際認証取得

「みんなでつくる 安心・安全な学校づくり」



はじめに

## 未来を拓く自立心を育む人づくりにむけて

～学校園教育 特別重点、及び、4つの重点目標と17の取組み～

～社会教育 6つの重点目標と19の取組み～

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の流行で、各学校園では休校等の対応がせまられる中、感染症対策を徹底しながら、全教職員が一丸となって子どもたちの学びを止めないようご尽力いただいた一年でした。

一方、令和3年度は、児童・生徒、教職員、保護者、地域が一丸となつてすすめてきた安心安全な学校づくりの総和として、市内全小中学校がインターナショナルセーフスクール（ISS）認証校となりました。

さて、国は「令和の日本型学校教育」を推進するため、学習指導要領において児童・生徒の資質・能力の育成に向けて、個別最適な学びと協働的な学びを充実させるという方向性を示しました。各学校には、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、主体的・対話的で深い学びを実現し、子どもたちに必要な思考力・判断力・表現力等を着実に身につけさせるよう、授業改善等を進めることが求められています。教員が一人一台端末等のICT機器を、教科の特性に応じて効果的に活用して、学習に取り組むことも重要です。

また、いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校、貧困や虐待等の問題については、様々な課題を抱える子どもへの支援体制を充実させ、全ての児童・生徒が、安心して学べる環境を整えることが大切です。

この「松原市立学校園に対する重点指導事項・社会教育の重点事項」は、令和4年度の松原市内の学校園における共通の教育方針として、冒頭に特別重点を示し、続いて、4つの重点目標と17の取組みを定めるとともに、社会教育を進める上での方針として、6つの重点目標と19の取組みを定めたものです。

学校園・家庭・地域社会がともに一体となつて子どもたちの健やかな成長を育む観点から、学校教育と社会教育の協働の取組を充実させるとともに、地域社会の教育力の向上と安心安全な教育コミュニティづくりの一層の推進を図ることをめざしていきましょう。

松原市教育委員会

# もくじ

はじめに

## I. 学校園教育について 1

### 令和4年度重点指導事項

#### 重点指導事項1：学力向上の取組みの推進 2

- ① 学習指導要領の確実な実施
- ② 組織的な学力実態の把握・検証・改善
- ③ 主体的な学習の習慣化
- ④ 家庭学習習慣の確立
- ⑤ 読書活動の推進

#### 重点指導事項2：豊かでたくましい人間性のはぐくみ 4

- ⑥ 集団づくりを基盤とした積極的な生徒指導の推進
- ⑦ いじめ・不登校等への取組みの推進
- ⑧ 生き方につながる道徳教育の推進
- ⑨ 教育的ニーズに応じた支援の充実
- ⑩ 人権尊重の教育の推進
- ⑪ 体力向上と食育の推進
- ⑫ 基本的生活習慣の確立

#### 重点指導事項3：安心・安全な学校園づくりの推進 6

- ⑬ 児童虐待防止の取組みの推進
- ⑭ 子どもたちの生命身体を守る取組みの推進
- ⑮ 積極的な情報発信による開かれた学校園づくり

#### 重点指導事項4：学校運営体制の充実と教職員の資質向上 8

- ⑯ 初任者等、若手教職員の育成と学校の組織力の向上
- ⑰ 組織的・効果的な学校園運営と教職員の育成

## 〔重点指導事項ごとの取組み〕

### 重点指導事項 1 学力向上の取組みの推進

1. 家庭・地域との協働と検証を通じた「確かな学力」の育成	9
(1) 学習指導要領の確実な実施	9
① 学習指導要領の理念をふまえた授業づくり	
② 外国語（英語）教育の充実	
③ ICT機器の効果的活用	
④ 総合的な学習の時間の指導の充実	
(2) 組織的な学力実態の把握・検証・改善	10
① 校内学力向上委員会の活性化	
② 学力向上アクションプランの策定と検証・改善	
③ 学力実態の把握による「確かな学力」の育成	
④ 個に応じた指導の充実と学習評価の改善	
(3) 主体的な学習の習慣化	12
① 授業規律の徹底	
② 教室等の環境美化の徹底	
(4) 家庭学習習慣の確立	12
① 家庭学習習慣の確立	
② 保護者へのガイダンス実施等、協力、啓発を図る取組み	
(5) 読書活動の推進	12
① 朝読書等の読書活動の取組み	
② 学校図書館の環境整備と活用	
(6) 「豊かな教育力の向上」 家庭・地域との協働体制の充実	13
① 幼小中の連携の充実と指導の連続性	
② 外部人材の効果的な活用の推進	
(7) 国旗・国歌の指導	13
(8) 武道の指導	13
(9) 文化財の活用	13

### 重点指導事項 2 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

1. 規律・規範の確立と「ともに学び、ともに育つ」学校園づくり	14
(1) 集団づくりを基盤とした積極的な生徒指導の推進	14
① 子どもの良さやつながりが醸成される集団づくり	
② 日常的な情報の共有と生徒指導体制の確立	
③ 学校全体で取り組む積極的な生徒指導の充実	
(2) いじめ・不登校への取組みの推進	15
① いじめの未然防止、及び早期発見・早期解決に向けた組織的対応の推進	
② 不登校の未然防止と継続的な支援の推進	
③ 問題行動や少年非行の未然防止及び早期解決に向けたチーム支援の充実	
④ 体罰の根絶	
⑤ 携帯電話等・ネット上のいじめやトラブル防止の取組みの推進	
⑥ 学校組織としての保護者や地域との対応	
(3) 生き方につながる道德教育の推進	17
① 「考え、議論する道德」へ	
② 道德教育の指導体制	
③ 実態に応じた教材等の活用	

(4) 教育的ニーズに応じた支援の充実	18
① 「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進	
② 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育・支援の充実	
③ 校内支援体制の整備・充実	
④ 人権侵害事象への未然防止と対応	
⑤ 「ともに学び、ともに育つ」支援教育の研修の充実	
⑥ 就学相談・支援の充実	
⑦ 地域支援ネットワークの構築	
⑧ 病弱児や医療的ケアの必要な児童・生徒への支援	
(5) 人権尊重の教育の推進	21
① 夢や生き方、集団づくりとつなげた人権教育	
② 教職員の人権意識の向上	
③ 年間カリキュラムの作成	
④ 指導の工夫・改善	
⑤ 研究の推進	
⑥ 校種間・地域との連携	
⑦ 人権侵害事象への対応	
⑧ 互いの違いを認め合いともに生きる教育	
⑨ 日本語指導を必要とする幼児・児童・生徒への教育	
⑩ 国際理解教育	
⑪ 平和教育	
⑫ ジェンダー平等教育	
⑬ 福祉・ボランティア教育	
⑭ 環境教育	
⑮ セクシュアル・ハラスメントの防止	
(6) 体力向上と食育の推進	25
① 児童・生徒の体力向上に向けた運動の機会の確保	
② 給食を活用した学校全体での食育の取組み	
(7) 基本的な生活習慣の確立	25
① 基本的な生活習慣の確立	
② 性に関する指導及びエイズ教育	
③ 保健指導の推進	
④ 薬物乱用防止の取組み	
⑤ 水泳指導	
⑥ 部活動活性化に向けた取組みの推進	
(8) キャリア教育の充実を図るために	26
① 系統的・継続的なキャリア教育の推進	
② 進路指導の充実	
③ 進路指導における地域や関係諸機関との連携	
④ 支援の必要な児童・生徒の卒業後の進路選択の充実	
⑤ 奨学金制度等の理解と主体的な進路選択	
2. 子ども・子育て支援施策の充実 ～幼児教育の充実のために～	28
① 体験を重視した環境設定と組織づくり	
② 社会性・道徳性を培う心の教育の充実	
③ 家庭、地域の連携と子育て支援の充実	
④ 保幼小の交流から連携への推進	

### 重点指導事項3 安心・安全な学校園づくりの推進

1. 児童虐待への対応	29
① 相談体制の構築と関係機関との連携	
② 要保護児童等の情報元に関する情報の取り扱いについて	
2. インターナショナルセーフスクールの取組み成果を普及	29
(1) 子どもたちの生命身体を守る取組みの推進	29
① 危機管理体制の充実と安全指導の徹底	
② インターナショナルセーフスクール（ISS）の推進	
③ 安全確保の充実	
④ 安全教育、防災教育の推進	
⑤ 学校の体育活動中の事故防止の取組み	
⑥ 地域の協力団体との連携の推進	
⑦ 保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底	
⑧ 学校保健計画及び学校安全計画の策定と快適な教育環境の充実	
⑨ 薬品の管理	

### 重点指導事項4 学校園運営体制の充実と教職員の資質向上

1. 学校園運営体制の確立と開かれた学校園づくり	31
(1) 積極的な情報発信による開かれた学校園づくり	31
① 学校園だより・校長だより・ホームページの充実など、積極的な情報発信を	
(2) 初任者等、若手教職員の育成と組織力の向上	32
① 教職員の組織的・継続的な育成	
② 授業改善・指導力向上に向けた取組みの充実	
③ 学校園における教職員研修の充実	
④ 組織的・効果的な学校園運営	
⑤ 研修への計画的な参加及び年間研修計画作成の推進	
⑥ 「教職員の評価・育成システム」の活用	
⑦ 教員免許更新制の周知徹底	
⑧ 労働安全衛生体制の充実	
2. 組織的・効果的な学校園運営と教職員の育成	33
① 職員の「働き方改革」について	
② 教職員の服務規律の徹底	
③ 不祥事の未然防止について	
④ 職場内でのハラスメントの防止について	
⑤ 飲酒運転の防止について	
⑥ 個人情報の適正な管理と管理システムの確立	
⑦ 個人情報等情報管理の徹底	
⑧ ネットワーク等を通じた情報の漏洩の防止	
⑨ 諸経費の適正な執行と管理	
⑩ その他	
⑪ 次世代教職員の成長による学校運営の活性化	
⑫ 学校評価と積極的な情報提供	
⑬ 多様な地域人材の活用	

### 参考資料

## Ⅱ. 社会教育について

<b>令和4年度重点事項</b>	46
<b>〔重点事項ごとの取組み〕</b>	
<b>重点事項1 生涯学習の機会の拡充</b>	47
（1）生涯学習事業の充実	
（2）公民館事業の充実	
（3）家庭教育の充実	
（4）情報発信の充実	
<b>重点事項2 教育コミュニティづくりの推進</b>	47
（1）教育コミュニティの形成	
（2）地域の教育力の活性化	
<b>重点事項3 市民一人ひとりの人権を尊重する社会教育の推進</b>	48
（1）人権教育の推進	
<b>重点事項4 青少年の健全育成の推進</b>	49
（1）青少年の健全育成	
（2）青少年指導者の育成	
（3）青少年団体等の育成	
<b>重点事項5 文化財の保護と活用をとおして、郷土への愛着と理解を深める</b>	49
（1）文化財の保護と活用	
<b>重点事項6 市民の教育と文化の発展に寄与する図書館活動の推進</b>	50
（1）図書館行政の推進	
（2）近隣図書館との相互利用サービス	
（3）障がい者、元希者に対するサービス	
（4）資料の相互貸借	
（5）乳幼児向けサービスの充実	
（6）学校との連携の推進	
（7）ボランティアの養成	
（8）市民の読書活動の推進	



# I. 学校園教育について

## 令和4年度重点指導事項

### 特別重点 新型コロナウイルス感染症に係る対応

新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が求められるところであり、学校園における感染及びその拡大リスクを低減した上で、幼児・児童・生徒の学びを保障していくことが必要である。その際には、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別等が生じないように指導すること。

#### ① 子どもの安心・安全の確保

学習活動や学校行事、学校生活におけるさまざまな場面（給食や休み時間、清掃等）、部活動等において、引き続き感染症対策に努めること。また、感染するリスクは誰にでもあるということを踏まえ、学校園において感染が確認された際に適切に対応できる体制を引き続き整備するとともに、併せて、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図ること。

また、「新しい生活様式」を取り入れた学校生活等、これまでとは違う環境のなかで、さまざまなストレスにさらされている幼児・児童・生徒一人ひとりの心身の状況把握に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症への不安や経済状況の悪化等による家庭環境の変化によって、さまざまな思いや悩みを持つ幼児・児童・生徒に対して、保護者や専門家（スクールカウンセラー等）、関係機関と連携しながら、教職員全体で支えていくこと。特に医療的ケアの必要な児童・生徒や基礎疾患がある児童・生徒等、重症化リスクの高い児童・生徒に対しては、主治医や学校医、家庭との連携をより一層進め、安心・安全に学校生活を送れるよう適切な対応に努めること。

#### ② 学びの保障

学習指導要領の趣旨を踏まえ、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、感染症対策を継続しながら工夫して「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めるとともに、学校行事を含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めるよう指導すること。

また、感染症の発生等による臨時休業（学年閉鎖）や出席停止によりやむを得ず登校できない場合でも、家庭学習における教材等を工夫したり、オンラインを活用したりするなど、すべての子どもたちの学びを保障すること。

#### ③ 人権尊重の教育の推進

新型コロナウイルス感染症に関わって、感染者や医療従事者、その家族等に対する偏見や差別につながるような行為は明らかな人権侵害であり、断じて許されないことであるから、偏見や差別を許さない人権が尊重された教育の推進に努めること。

その際、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識と理解を深める学習や、いじめを起こさないための集団づくり等を一層充実させること。

## 重点指導事項 1 学力向上の取組みの推進

### ① 学習指導要領の確実な実施

#### □ 学習指導要領の理念を踏まえた授業づくり

- ・学校が社会と共有・連携しながら適切な教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメントの実現を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動を進めること。
- ・「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の視点から思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に努めること。
- ・SDGs（持続可能な開発目標）について知るとともに、児童・生徒の発達段階に応じた内容を教科等で取り扱うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、学校行事について、それぞれの目標を踏まえて、児童・生徒や学校の実態に応じて創意工夫して実施すること。
- ・感染症や災害の発生等の非常時に、一定期間児童生徒がやむを得ず登校できない場合には、指導計画等を踏まえた学習指導と学習状況の把握をオンラインを活用するなどしておこなうこと。

#### □ ICT機器・機材の効果的活用

- ・1人に1台配付されたタブレット端末等ICT機器を活用し、児童・生徒が興味関心や自ら学ぶ意欲を高め、各教科等の特性を生かした「子どもたちの主体性を育むための授業づくり」や家庭学習の工夫改善を進め、個別最適な学びや協働的な学びの充実を図ること。また、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用するため、情報モラル教育など情報活用能力向上の取組みを進めること。加えて「プログラミング教育」の実践を積極的に進めること。

#### □ 外国語（英語）教育の充実

- ・小学校中学年における外国語活動や高学年での外国語（英語）の教科化、中学校では授業を英語で行うことを基本とするなど、学習指導要領の趣旨や内容を十分理解した上で、確実に実施すること。
- ・小学校では、「DREAM」を活用した綴り字と音の関連に関する指導方法（フォニックス）等を取り入れ、外国語（英語）の音声やリズムなどに慣れ親しませる活動をさらに充実し、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するよう指導すること。
- ・小学校中学年では外国語（英語）の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養うよう指導すること。
- ・小学校高学年では、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うよう指導すること。また、適切な評価を行うこと。
- ・中学校では、小学校の内容を踏まえた上で、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能をバランスよく指導するとともに、実際に活用する場面を設定するなど言語活動の充実や指導方法の工夫改善に積極的に取り組むことで、コミュニケーション能力を養うよう指導すること。
- ・中学校卒業時の英語の到達度を見据え、小一小、中一中、小一中間の連携による外国語（英語）教育の推進のため、教員が府主催研修や市「外国語（英語）担当教員連絡会」に積極的に参加し、その内容を各校での取組みに生かすよう努めること。

### ② 組織的な学力実態の把握・検証・改善

#### □ 校内学力向上委員会の活性化

- ・学力向上担当者を校務分掌に位置づけ、学力向上の取組みに係る計画・実行・進捗確認・効

果検証・改善等、校内学力向上委員会の活性化を図るなど、校内体制の充実に努めること。

#### □ 学力向上アクションプランの策定と検証・改善

- ・学力向上を組織的に推進・検証し研究するため、年度当初に学力向上アクションプランを策定し、学校全体で共有し、組織的・計画的に学力向上に取り組むこと。
- ・検証にあたっては、児童・生徒アンケートの数値、「小学校力だめしプリント」「定着確認プリント」「まとめテスト」「定期テスト」等、具体的目標と照らして分析・検討し、授業改善、補充学習、家庭学習等の学力向上の取組みの改善策をたてること。

#### □ 学力実態の把握による「確かな学力」の育成

- ・学力実態の把握にあたっては、各学校の定期テスト等と併せて、全国学力・学習状況調査や、小学生すくすくウオッチ及び中学生チャレンジテスト等の学力調査を組織的・積極的に活用すること。
- ・分析にあたっては、学校教育自己診断や児童・生徒質問紙調査等を、自校の学力向上分析の効果指標として併せて活用するとともに、これまでの「松原市の結果分析」「学力向上プランまとめ」及び府教委「力だめしプリント」「ことばのちから」、国立教育政策研究所教育課程研究センター「授業アイデア例」等を指針とし、すべての学習の基盤となる「言語能力」の育成の充実に図り、学力向上のPDCAサイクルに生かすよう努めること。
- ・学習指導の充実に向けて、学校全体で指導形態や指導体制を工夫し、個別最適な学びと協働的な学びの充実に図るよう努めること。

### ③ 主体的な学習の習慣化

#### □ 授業規律の徹底

- ・学習の準備、チャイム着席、授業集中や正しい姿勢など、学びの基盤となる授業規律の徹底を図ること。
- ・児童・生徒との信頼関係を基盤に学習集団づくりとつなげた取組みや、児童会・生徒会等の自主的な運動化にも努めること。
- ・すべての教員がチャイムで授業を始める等、「学校スタンダード」「校区スタンダード」の取組みを進めること。

#### □ 教室等の環境美化の徹底

- ・教室ロッカーの荷物や靴箱の履き物の整理・整頓、清掃活動等、児童・生徒が環境の美化に、自主的・積極的に取り組む態度の育成に努めること。

### ④ 家庭学習習慣の確立

#### □ 家庭学習習慣の確立

- ・家庭学習習慣の確立による自学自習力の育成に努めること。特に、ICT機器やAIドリルの効果的な活用を進めるなど、児童・生徒の学習意欲向上を図ること。
- ・校内外で優れた取組みについては、教員が積極的に交流するなど、取組みの検証・改善を組織的に進めること。

#### □ 保護者へのガイダンスの実施等、協力、啓発を図る取組み

- ・家庭学習の手引きの作成や家庭学習週間の設定、PTA、家庭・保護者へのガイダンスを実施するなど、協力、啓発を図る取組みにも努めること。

### ⑤ 読書活動の推進

#### □ 朝読書等の読書活動の取組み

- ・子どもへの読み聞かせの機会や、学校全体で読書活動の一層の推進を図ること。

- ・朝の読書等、「ことばのちから」の基礎を育む読書活動の推進を図ること。
  - ・読書活動の重要性についてや家庭での読書活動等について、保護者にも積極的な啓発を図ること。
- 学校図書館の環境整備
- ・学校図書館支援ボランティアや学校司書を計画的に活用し、「読んでみたい本がある」「本を紹介する人がいる」等の環境整備により、児童・生徒の読書意欲を高め、読書習慣の定着を図るよう、読書教育の取組みの充実を図ること。

## 重点指導事項2 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

### ⑥ 集団づくりを基盤とした積極的な生徒指導の推進

- 子どもの良さやつながりが醸成される集団づくり
- ・全ての幼児・児童・生徒にとって、学校園・学年・学級が一人ひとりの居場所となり自尊感情が育まれる場となるよう、またあらゆる教育活動が、一人ひとりの良さやつながりとして醸成されるよう、集団づくりの視点を重視すること。
- 組織的な生徒指導
- ・児童・生徒のもめ事や様々な事象の解決にあたっては、一人ひとりの児童・生徒の背景や集団の力関係や構造まで踏みこみ、互いの本音や願いが分かり合えるような指導に努めること。校内での“報告・連絡・相談”を徹底し、組織的な生徒指導の充実を図ること。その際、相談した後の結果や内容を確実に報告すること。

### ⑦ いじめ・不登校等への取組みの推進

- 問題行動等の未然防止と早期発見・早期解決に向けたチーム支援の充実
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で積極的に認知し、組織的に取り組むこと。そのために、「いじめ対応セルフチェックシート」等を活用し、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくこと。
  - ・いじめを発見した際は、「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢で臨むとともに、松原市「いじめ防止基本方針」や各校の「学校いじめ防止基本方針」等に則り、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、確実に解決するよう努めること。
  - ・教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めること。
  - ・いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考に、法に則った対応をすること。なお、深刻な事態に至る恐れがあるいじめ等については市教育委員会へ速やかに報告すること。
  - ・不登校については、遅刻・欠席が目立ち始めた段階で家庭訪問を行うなど、早期対応に努めること。また、校内不登校支援会議等を定期的・継続的に開催し、組織的に対応すること。
  - ・問題行動等への対応の際は、校種間および子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関等とのネットワークのもと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や地域人材等外部人材の活用によるチーム支援の観点も踏まえた取組みを推進すること。

## ⑧ 生き方につながる道徳教育の推進

### □ 「特別の教科 道徳」（以下：「道徳科」）の実施について

- ・「道徳科」の趣旨や内容等を十分に理解した上で実施すること。
- ・指導にあたっては、児童・生徒が道徳的価値を、多面的・多角的に考え、議論することにより、自己や人間としての生き方について考えを深める指導に努めること。
- ・問題解決的な学習や体験的な学習などを通して、様々な場面において、児童・生徒が適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てるような指導に努めること。
- ・児童生徒の発達段階や特性等を考慮しながら、「SNSノートおおさか」等の教材を活用し、情報モラルに関する指導を充実すること。

## ⑨ 教育的ニーズに応じた支援の充実

### □ 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

- ・障がいの有無にかかわらず、すべての幼児・児童・生徒が、地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実と、全ての幼児・児童・生徒及び保護者・地域への積極的な啓発に努めること。
- ・「インクルーシブな学校づくり」研究推進事業の取組み成果を踏まえ、各学校園でユニバーサルデザインの視点で、学校体制や授業等を積極的に見直し、改善を図ること。

### □ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育・支援の充実

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮について適切に実施すること。
- ・必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、担任、支援学級担任、教育支援員、学校教育活動支援員はもとより、全教職員の共通理解を図るとともに、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用を促進すること。
- ・通級による指導を受けている児童・生徒については、通級指導教室担当と担任の連携に努め、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・活用を行うこと。

## ⑩ 人権尊重の教育の推進

### □ 夢や生き方、集団づくりとつなげた人権教育

- ・人権及び人権問題に関する正しい理解を深めるために、人権3法「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別発言の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立したことも踏まえ、校内に人権教育推進体制を整えるとともに、「生きる力」を育む教育活動を基盤として、各教科・道徳科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動等、あらゆる教育活動において、組織的・計画的な人権教育を推進すること。
- ・推進にあたっては、国の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の趣旨を十分に踏まえるとともに、児童・生徒一人ひとりの夢や生き方、さらには、集団づくりとつなげた指導に努めること。
- ・児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。とりわけ、いじめは重大な人権侵害であり、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力を育むこと。その際、SNS等インターネット上の差別やいじめ等が生起していることにも留意すること。特に新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等となった児童・生徒や障がいのある児童・生徒、外国にルーツのある児童・生徒、性的マイノリティ等に係る児童・生徒に対して、いじめが行われることのないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。

#### □ 教職員の人権意識の向上

- ・教職員一人ひとりの人権意識を高めるため、市教委・松人研等の研修・活動に積極的に参加する体制をつくるとともに、実践や取組みの交流や参観を積極的に行い、人権教育の内容とともに、教職員自身の人権感覚の検証も組織的に推進すること。その際、教職員経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるよう努めること。
- ・その際、「人権学習モデルカリキュラム参考事例集」「OSAKA人権教育ABC Part 1～5」「人権教育リーフレット1～5」等の活用を図ること。

#### □ 国際理解教育

- ・中学校においては、友好交流協定を締結している台湾台北市文山区等との友好・文化交流活動等の推進を図り、相互理解や相互信頼を深める取組みを進めるように努めること。

### ⑪ 体力向上と食育の推進

#### □ 児童・生徒の体力向上に向けた運動の機会の確保

- ・児童・生徒の体力向上を図るため、体力・運動能力・運動習慣等の実態を分析し、学校全体で授業等の工夫・改善を推進するとともに、体力向上に向けた取組みを進めること。また、取組みにあたっては、安全面についても充分検討すること。

#### □ 給食を活用した学校全体での食育の取組み

- ・食に関する指導については、給食に対する意識調査や、残菜率など明確な目標を設定し、給食を活用した食育の取組みを計画的に実施すること。
- ・給食センター、栄養教諭・栄養職員、養護教諭とも積極的に連携し、各教科や道徳科、総合的な学習の時間等を積極的に活用し、食育について学校全体で取り組むこと。
- ・食育の推進状況については、毎月の残量調査一覧表や、食器の返却状態の観察等も踏まえ検証するとともに、家庭での朝食の喫食や望ましい食習慣・生活習慣等について、家庭・保護者への啓発にも取り組むこと。

### ⑫ 基本的生活習慣の確立

#### □ 基本的生活習慣の確立に向けた保護者・家庭への啓発

- ・調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養と睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、幼児・児童・生徒に「早寝早起き朝ごはん」といった望ましい生活習慣を確立するため、学校園での指導はもとより、様々な機会を捉えて保護者・家庭に啓発すること。

## 重点指導事項3 安心・安全な学校園づくりの推進

### ⑬ 児童虐待防止の取組みの推進

#### □ 児童虐待の早期発見、早期対応

- ・教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払うとともに、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応に努めること。また、早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対して、家庭訪問などによる定期的な安全確認を行うこと。
- ・要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている、もしくは児童相談所が必要と認める幼児・児童・生徒については、1か月に1回以上、書面にて情報提供を行うこと。また、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合

- や、理由にかかわらず、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、速やかに情報提供又は通告をすること。特に、一時保護を解除され、帰宅した児童・生徒については、児童・生徒のささいな変化も見逃さず、児童相談所等と日常的な連携を行うこと。
- ・ヤングケアラーについては、その状況は様々であり表面化しにくいことから、ヤングケアラーについての教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し適切な支援につなぐこと。

#### ⑭ 子どもたちの生命身体を守る取組みの推進

##### □ インターナショナルセーフスクールの推進

- ・「（体や心の）ケガやその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安心・安全な学校づくりに努める」という「インターナショナルセーフスクール（ISS）」の全校認証をふまえ、引き続き、市内全体で子ども主体の安心・安全な学校園づくりを進めること。特に校区での連携をさらに充実させ、安心・安全な学校、校区、まちづくりにつながるよう推進を図ること。

##### □ 防災教育の推進

- ・東日本大震災、熊本地震及び大阪府北部地震の教訓を踏まえ、「地域防災ネットワークプロジェクト」等による、学校の実態に応じた実践的な避難訓練を行う等、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図ること。
- ・防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図ること。また、万が一の場合の幼児・児童・生徒の避難場所を想定し、実効性のある危機管理マニュアルとなるよう、計画の見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制の確立に努めること。

##### □ 保健・衛生に関する指導の徹底

- ・熱中症予防については、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取るとともに、幼児・児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）、「熱中症対策ガイドライン」等を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。
- ・食物アレルギーについての理解を深めるとともに、保護者や主治医との連携のもと、食物アレルギーを有する幼児・児童・生徒の個体把握をすること。また、食物アレルギーの既往症がない幼児・児童・生徒の初発の事故も想定して、緊急時には組織的対応を行えるよう食物アレルギー対応マニュアル等を整備し、万全の体制を整えること。
- ・感染症対策については、「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組みの重要性について、教職員が理解するだけでなく、幼児・児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に実施できるよう取り組むこと。

##### □ 地域との協働の推進

- ・登下校時の安全確保については、保護者や「子どもの安全見守り隊」等の学校園支援のボランティア等、学校・家庭・地域の協働により実施するとともに、平素より幼児・児童・生徒に、交通ルールの遵守、安全教育の徹底を図ること。
- ・学校園施設や教育活動の安心・安全については、教職員の危機意識の向上に努め、幼児・児童・生徒とともに点検、検証、改善をし、地域、学校、教育委員会が1つになり幼児・児童・生徒の安心安全な生活を守ること。

#### ⑮ 積極的な情報発信による開かれた学校園づくり

##### □ 保護者への啓発、学校と家庭・地域との協働

- ・学校教育自己診断や学校評議員制度を十分に活用し、開かれた学校園づくりを進めること。学校だより・学年だより・保健だよりはもとより、ホームページや校長だよりの日常的な更新、効果的な発信に努める等、積極的な情報発信を通して、保護者への啓発、学校と家庭・地域との双方向の取組みを一層推進すること。

## 重点指導事項 4 学校園運営体制の充実と教職員の資質向上

### ⑯ 初任者等、若手教職員の育成と学校の組織力の向上

#### □ 若手教職員の育成とすべての教職員の資質向上

- ・教職経験年数の少ない教職員に対して、日常的なOJTの推進に努めること。その際、経験を積んだ先輩教職員（メンター）による対話や助言によって、経験年数の少ない後輩教職員（メンティ）の主体的で自発的な成長を支援する「メンタリング」の手法等も活用すること。
- ・また、理論・実践・検証のサイクルを効果的に活用した大阪府教育センターの法定研修や、市教委の初任者の訪問研修・授業づくり研修等の内容と成果を校内の研修・研究に積極的に活用すること。

### ⑰ 組織的・効果的な学校園運営と教職員の育成

#### □ 教職員の服務規律の徹底と不祥事の未然防止

- ・教育公務員としての服務規律を徹底するとともに、全教職員が意欲を持ち、風通しが良く活気に満ちた学校運営（マネジメント）を心がけること。その際、ハラスメントの根絶はもちろん、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進にも努めること。
- ・幼児・児童・生徒等に対する体罰やセクハラ等は重大な人権侵害であるという認識の下、教職員の規範意識を高めること。
- ・不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」その他の関係資料を校内研修等において活用するなど、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を積極的に設けること。
- ・事案が生じた場合、当該教職員は直ちに管理職に報告・相談し、管理職は教育委員会に速やかに報告・相談を行うこと。その際、事案の対応に終始せず、何故事案が生じたのかという背景も含めて指導し、再発防止に努めること。

#### □ 次世代教職員の成長による学校運営の活性化

- ・社会の変化や多様な教育課題に対応するため、校園長のリーダーシップを発揮し、首席や指導教諭を軸としたミドルリーダーを生かした学校園運営に努め、教職員の成長を促進すること。
- ・急激な世代交代をふまえ、学校運営の中心となるミドルリーダーの育成が急務であり、次代を担う教職員を対象に実施する研修について積極的な参加を促すとともに、研修の内容・成果等を学校園運営の活性化に活用し、OJTの推進に努めること。

#### □ 教職員の「働き方改革」による長時間勤務の縮減及び勤務時間管理

- ・教職員が教育活動に専念し、子どもに向き合う時間を確保できる環境づくりや健康管理の観点から、「校務支援システム」の活用と「ストレスチェック」の適切な実施を図ること。
- ・校務の整理等を積極的に推進し、ワークライフバランス等教職員の意識改革を推進すること。
- ・「全校一斉退勤日」「ノークラブデー」及び夏季休業中の「学校閉庁日」を引き続き徹底して推進するとともに、行事の精選や会議の効率化を図り、適切な勤務時間の管理に努めること。
- ・PCのログを活用した、勤務時間管理簿による適正な勤務時間管理に努めること。

#### □ 部活動の在り方

- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、その教育的意義は高いが、過度な練習が生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げないよう、また中学校教員の長時間勤務の軽減という観点から、「松原市立中学校に係る部活動の方針」等に則り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと。



## 【重点指導事項ごとの取組み】

### 重点指導事項 1 学力向上の取組みの推進

#### 1. 家庭・地域との協働と検証を通じた「確かな学力」の育成

##### (1) 学習指導要領の確実な実施

###### ① 学習指導要領の理念をふまえた授業づくり

- ・ 学校園教育計画及び教育課程の編成にあたっては、校園長のリーダーシップのもと学習指導要領の趣旨と自校の特色を踏まえた教育目標を具体的に設定し、学校教育施行規則別表に則って、授業時数を適切に配当した上で特色ある教育活動を実施すること。各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間及び外国語活動の年間指導計画、月間指導計画・週指導計画等を作成し、平素の授業設計の充実に努めること。
- ・ 学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）への理解など現代社会の諸課題および予測できない将来の変化に主体的に向き合う態度を養うこと。また、児童・生徒の成長の様子が十分に分かるよう、保護者・地域等に対してその達成状況について積極的に情報提供するよう努めること。
- ・ 学校における補助教材等の選択にあたっては、児童・生徒の発達段階に即したものであるとともに、ことに政治や宗教について、特定の政党や宗派に偏った思想、題材によっているなど不公正な立場のものでないよう十分留意すること。
- ・ 感染症や災害の発生等の非常時に、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合には、指導計画等を踏まえた教員による学習指導と学習状況の把握をオンラインを活用するなどして行うように努めること。

###### ② 外国語（英語）教育の充実

- ・ 『まつばらDREAMプラン』をもとにして、義務教育終了段階で身近な事柄について、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる生徒の育成をめざし、児童・生徒が主体的に英語を活用する場面を設定するなど、言語活動の充実に積極的に取り組み、コミュニケーションを図る素地、基礎となる資質能力を養うこと。
- ・ ALT、JET-ALT、小学校英語指導協力員、英語コーディネーター、小学校英語教育実践リーダー研修受講者の活用による指導の充実を図ること。
- ・ 小学校の外国語活動では、外国語（英語）の基本的な表現、音声・文字、異なる文化に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養うとともに、適切な評価を行うこと。
- ・ 小学校低学年では、各校の実情に応じ「大阪版英語学習DVD教材『DREAM』」を活用したモジュール学習を展開すること。
- ・ 小学校中学年では、外国語（英語）を使って伝え合う体験を通して、相手に対する理解を深めたり、自分の思いを伝えたりして、外国語（英語）で伝え合えた満足感や達成感を味わうことができるようにすること。その際決められた表現を使った単なる反復練習のようなやり取りではなく、「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」を設定するよう努めること。
- ・ 小学校高学年では、「読むこと」「書くこと」を指導する際には、「十分に音声で慣れ親し

んだ簡単な語句や基本的な表現」について活動を行うこと。なお、評価を行う際には、インタビュー（面接）、スピーチ、簡単な語句や文を書くこと、活動の観察、ペーパーテスト等、多様な評価方法から、適切に評価できる方法を選択すること。

- ・ 中学校の外国語（英語）教育では、各校で作成した「CAN-DOリスト」等の明確な達成目標のもと、英語の4技能5領域、「聞くこと」「話すこと（やり取り・発表）」「読むこと」「書くこと」をバランスよく指導するとともに、学んだ英語を実際のコミュニケーションの場面において活用できるように設定するなど言語活動の充実や指導方法の工夫改善に積極的に取り組むこと。
- ・ 外国語活動・英語教育については、小学校と中学校の円滑な接続に留意しながら、ICT機器を活用し、教科書やデジタル教科書、補助教材、小学校英語評価ツール、「スピーキング力向上ツール」等を活用した指導方法や学習教材の工夫改善に努めること。

### ③ ICT機器の効果的活用

- ・ すべての教員が1人1台端末等のICT機器を効果的に活用し、『主体的・対話的で深い学び』を実現するよう指導することによって、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ること。また、目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性や自らの情報活用を評価・改善する方法等の理解を深める授業、情報活用能力を高める授業を展開するように努めること。
- ・ 小学校におけるプログラミング教育では、体験を通して「プログラミング的思考」を育み、コンピュータ等を必要に応じて活用しながら問題を解決しようとする態度を育むよう指導すること。
- ・ eライブラリアドバンスやiプリント等の有効活用を図ること。
- ・ 自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど、情報社会における正しい判断や望ましい態度、危機回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意識といった児童・生徒の情報モラルの系統的な指導に努めること。とりわけ携帯電話等でのSNSや無料通信アプリ等を介したネット上のトラブルや、誹謗中傷の書き込み、ネット依存等の課題に対する、児童・生徒への指導に努めるとともに、携帯電話等を持たせるにはどんなルールが必要か、また、持たせることが必要かどうか等、情報モラルの指導を、家庭・地域とも連携して組織的に進めること。その際、「SNSノートおおさか」等の教材を効果的に活用すること。

### ④ 総合的な学習の時間の指導の充実

- ・ 総合的な学習の時間については、探求的な学習を重視するとともに、教科等横断的な視点で各校の教育目標と関連付けた計画を作成すること。
- ・ 各教科、道徳科及び特別活動との役割分担を明らかにし、探求的な学習の過程において、児童・生徒自らが課題を見つけ、言語活動を重視し、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、まとめたり表現したりする学習活動等が充実したものとなるよう、全体計画、年間指導計画及び単元計画を見直し、授業改善を図ること。
- ・ 社会と自分との関連を意識させるため、環境や身近な地域社会の課題を取り扱うことや、地域の教育資源を活用して、多様な学習活動の充実を図ることにより、学習内容と地域・社会とを関連づけ指導すること。
- ・ 創立記念日等を活用し、学校園の歴史等を学習に位置づけ、各校園と地域との関わりについても学習を進めるよう留意すること。

## （2）組織的な学力実態の把握・検証・改善

### ① 校内学力向上委員会の活性化

- ・ 学力実態の把握と学力向上策の組織的な推進にあたっては、学力向上年間計画を作成するこ

とで取組みの効果の検証軸を明らかにして学力実態の組織的な把握に努め、学力向上のための校内システム及び学力向上策の確立を図ること。

## ② 学力向上アクションプランの策定と検証・改善

- ・学力実態の分析・取組みの計画にあたっては、学校教育自己診断や児童・生徒質問紙調査の結果を積極的に活用すること。「学力向上アクションプラン」で示す観点を中心に、数値目標も含めた具体的な目標を設定すること。
- ・各学校の定期テスト・単元テスト等と併せて、全国学力・学習状況調査、及び「チャレンジテスト」の結果や「小学生力だめしプリント」・「定着確認プリント」等の府提供教材の活用から、児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、課題に正対した取組みを組織的かつ計画的に進めるよう指導すること。その際、すくすくウォッチで育成をめざす思考力・判断力・表現力や非認知能力（未来に向かう力・好奇心）を参考に、子どもたちに必要な資質・能力を着実に身に付けさせるよう努めること。・学力向上にかかる校内推進体制の確立をめざし、日常的に授業を開き学びあう学校文化を大切にしながら校内授業研究の活性化に努めること。
- ・「確かな学力」の育成のために「主体的・対話的で、深い学び」を実現する授業づくりをめざして、「学習指導ツール」等を活用し、不断に授業改善に取り組むこと。「大阪の授業STANDARD」「校内研究の葉」「国語の授業づくりハンドブック」「小学校理科ハンドブック」「ことばの力を確実に育む」等を活用し、授業評価を通じた授業改善のシステムづくり、学校力の向上に努めること。

## ③ 学力実態の把握による「確かな学力」の育成

- ・「確かな学力」を育むため、組織的な授業改善に取り組むこと。なお学習指導の充実に当たっては、学校全体で指導形態や指導体制を工夫し、個別最適な学びと協働的な学びの充実に努めること。その中で児童・生徒自らが、課題解決にむけて既習事項をもとにして主体的に探求し、表現、分析、まとめ等の過程において、協働的なペア学習やグループ学習を取り入れるなど、言語活動を充実させ、論理的思考を育むことで、達成感・満足感につながる授業づくり、いわゆる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントに取り組むこと。
- ・言語能力の育成に当たっては、基礎的・基本的な言葉等の知識・理解を深めるとともに、文章を読解し、論理的に自分の考えを書くなどの言語活動を行うこと。その際、学校図書館や府教育委員会が提供している学習教材等も積極的に活用すること。
- ・保護者や地域との連携のもと、「確かな学力」の育成を進めるために、授業研究に積極的に取り組み、校内会議や研修等を計画的に開催する等組織体制を有効に機能させること。
- ・教職員が日常的に相互に授業を参観する機会を組織的・計画的に設け、各種研修等を通じて、全ての教職員が不断に授業改善にむけた研鑽を積むこと。

## ④ 個に応じた指導の充実と学習評価の改善

- ・児童・生徒の実態や学習内容の程度に応じた習熟度別指導を推進すること。また、習熟度別指導を含めた少人数指導の実施にあたっては、その指導の効果検証に努めるとともに、その結果をいかし、指導方法の工夫改善を図ること。
- ・学習評価を行うにあたっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映して、各学校で適切な評価規準の作成や学習評価に関わる研修の実施等の取組みを進め、指導と評価の一体化を図り、目標に準拠した評価の実施に努めること。
- ・学習評価の妥当性・信頼性を高めるために、府市作成の資料等を活用し、組織的な検証改善の取組みを行うよう努めること。
- ・幼稚園、小学校、中学校等、異なる校種間において指導方法の工夫・改善等についての教職員の連携を図ること。
- ・「ことばのちから」「ことばのちから活用事例」「力だめしプリント」「定着確認プリン

ト」等の府教育庁が提供している学習教材の活用や、10分程度の帯学習（モジュール）を活用した反復学習等にも積極的に取り組むこと。

### （3）主体的な学習の習慣化

#### ① 授業規律の徹底

- ・落ち着いた学習環境の醸成に向け、学習の準備、チャイム着席や授業集中等、学びの基盤となる学習規律の確立に学校全体で努めること。
- ・年度初めに、学校・学年として組織的にルールを策定し、「学力向上アクションプラン」に明示するとともに、その継続・徹底に努めること。授業規律を児童・生徒の主体的なものにするため、学習集団づくりとつなげた取組みや児童会・生徒会等の自主的な活動等、多様な取組みを進め、適切に評価する中で、児童・生徒の意欲と自覚を高める指導に努めること。

#### ② 教室等の環境美化の徹底

- ・教室環境を整理整頓するだけでなく、学習のねらいを意識し、子どもが自分から興味を持って学習に取り組むことができるように環境を整えること。

### （4）家庭学習習慣の確立

#### ① 家庭学習習慣の確立

- ・自学自習力の育成と学習習慣の確立に向けて、授業とつないだ補充学習、家庭学習等の組織的・計画的な取組みを進めるとともに、「ことばのちから」「力だめしプリント」「単元確認プリント」やICT機器を活用し、児童・生徒の学習習慣の定着を図ること。
- ・宿題の設定については、発達段階に応じて質的・量的に適切な内容を学校・学年として検討すること。ていねいな点検・評価活動を行い、短いPDCAサイクルの中で児童・生徒の主体的な家庭学習の力を育成すること。

#### ② 保護者へのガイダンス実施等、協力、啓発を図る取組み

- ・家庭学習については、授業や補充学習、小テスト等と相互に連動させる等、意欲的に取り組めるよう工夫を行うこと。また「家庭学習の手引き」等を作成し活用するなど、家庭学習30分以下の児童・生徒に対する、個別の取組みを強化すること。

### （5）読書活動の推進

#### ① 朝読書等の読書活動の取組み

- ・読書活動においては、子どもの言語能力、情報活用能力、問題発見・課題解決能力等の育成を目的として、児童・生徒の主体的な学習活動を支援するよう指導すること。
- ・朝の読書等の取組みにあたっては、教師も共に読書をする読書タイムや全校一斉読書活動等を通して読書習慣を身につけられるように努めること。
- ・定期的な読み聞かせ会等、読書活動の充実を学校・家庭・地域の連携により推進に努めること。

#### ② 学校図書館の環境整備と活用

- ・陳列の仕方や読書スペースの工夫など、児童・生徒が読みたくなるような読書環境や、授業

で役立つ豊富な資料を準備するなど、各教科等での学習活動に学校図書館の活用を位置づけ、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に向けて、児童・生徒の情報の主体的な学習活動を支援するよう指導すること。

- ・子どもが読書への興味・関心を高め、自ら読書活動を行うことができるよう、公立図書館や、地域・保護者との連携とともに学校図書館支援ボランティアを有効に活用すること。

## **(6) 「豊かな教育力の向上」 家庭・地域との協働体制の充実**

### **① 幼小中の連携の充実と指導の連続性**

- ・中学校区を基盤に、幼稚園・小学校・中学校を見通した指導の一貫性や系統性の共有を図り、連続した学びを保障するため、校種間連携をさらに密にすること。
- ・授業公開・交流やワーキングによる活動等を通して、指導内容・方法や「校区としての学習規律」等の相互理解と改善に努め、中学校区での連携した取組みを組織的・計画的に進めること。

### **② 外部人材の効果的な活用の推進**

- ・松原市学校支援人材ボランティアなど学校外の多様な人材活用や自然体験・ボランティア体験の導入等、児童・生徒の興味・関心等を生かし、個に応じた魅力ある授業の工夫・改善に努めること。
- ・地域学校協働本部事業、放課後学習等サポート事業、学習活動促進事業等を有効活用し、地域人材・学生ボランティア等の活用に努めること。

## **(7) 国旗・国歌の指導**

- ・入学式や卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚・国歌斉唱が実施されるよう指導の徹底を図ること。
- ・国歌の指導については、小学校学習指導要領において「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、児童の発達段階に即した指導計画を作成し、適切な指導に努めること。

## **(8) 武道の指導**

- ・中学校の保健体育における体育分野について、特に「武道」の指導にあたっては、生徒の技能の段階に応じた指導をするとともに、施設や用具等の安全点検を行う等練習環境に配慮すること。
- ・安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に励行されるよう指導すること。

## **(9) 文化財の活用**

- ・体験学習の実施にあたっては、身近な社会教育施設等の施設及び機能を有効に活用する等、一層の創意工夫に努めること。また、各教科・科目、「総合的な学習の時間」及び特別活動等において、地元で継承されている伝統的な民俗芸能等に親しむ機会を積極的に創出すること。
- ・発掘調査により出土した土器等の文化財についても、各学校において展示を行い、直接触れる機会を作る等、地域の歴史を知る教材として積極的に活用すること。また、平成29年に日本遺産に認定された日本最古の官道「竹内街道」をはじめ、本市の様々な文化遺産を周知すること。

### **《取組み・推進事業》**

- **市教委・府教委主催研修**

- 学力向上担当者会議
- 各校園教科研修・マイスクール（特色ある取組み）
- 放課後学習等サポート事業（学習支援アドバイザー）
- 国際化教育推進事業（まつばら「D R E A M」プラン・英語四技能検定）
- 小中外国語（英語）担当者連絡会
- 市内小中学校へのA L T、J E T - A L T及び市内小学校への英語指導協力員の配置
- 総合的教育力推進事業による地域人材ボランティアの活用
- 「eライブラリアドバンス」「学習クラブ iプリント」活用による自学自習力の育成
- I C T機器、クラウドサービスの活用
- 習熟度別少人数指導の充実
- 授業評価システムの活用による授業改善
- 学校図書館の整備、学校図書館支援ボランティア、市民図書館との連携による読書活動の充実
- 松原市教育課程研究推進協議会との連携
- 松原市教育研究会との連携
- I C T活用推進会議との連携

## 重点指導事項 2 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

### 1. 規律・規範の確立と「ともに学び、ともに育つ」学校園づくり

#### （1）集団づくりを基盤とした積極的な生徒指導の推進

##### ① 子どもの良さやつながりが醸成される集団づくり

- ・子どもたち一人ひとりに自尊感情、自己有用感を育むとともに、他者の立場や気持ちを推し量り、共感的に理解する力、互いに伝え合い分かり合うコミュニケーション力、自分の力を信じ、自分で自分の身を守る力を引き出すエンパワメント等の指導を充実させ、積極的な生徒指導（成長を促す指導）の推進に努めること。
- ・豊かな人間関係スキルを身につけることができる教育活動と学級集団づくりの充実に努めること。特に、学期がはじまる時期には、子どもたちが良好な人間関係づくりができる取組みを推進すること。
- ・いじめを許さない日常的な学級集団づくりを推進するとともに、スクールサポーター等を活用し、いじめの未然防止・早期発見と対応に努めること。
- ・「学級がうまく機能しない状況」については、その背景や原因を分析し、担任一人が抱え込むことなく、学校組織としての生徒指導体制を確立し、家庭や地域と連携しながら、効果的な指導に向けて、工夫・改善に努めること。

##### ② 日常的な情報の共有と生徒指導体制の確立

- ・生徒指導上の課題については、校長を中心に危機管理の観点から、全教職員が協力した生徒指導体制を確立し、初期対応にあたるとともに、早期の指導や再発防止への対応に万全を期すること。
- ・その際、対応と指導にあたっては、表面的な指導に終わることなく、一人ひとりの児童・生徒の背景や集団の力関係や構造まで踏み込んで、互いの本音や願いが分かり合えるような指導に努めること。

- ・日常の子どもたちの様子や変化について、学級担任や教科担任・学年・学校として、報告・連絡・相談と情報の共有を普段から意識して徹底を図ること。
- ・生徒指導上の事象やトラブルについては、児童・生徒の立場に立って誠実に対応・解決にあたるとともに、学校として毅然とした対応をすること。
- ・指導にあたっては、学校と家庭の役割と責任を明確にし、それぞれの役割と責任を果たすこと。

### ③ 学校全体で取り組む積極的な生徒指導の充実

- ・子ども同士、教職員と子どもとの信頼関係を基盤に、学校のあらゆる教育活動を通して、社会生活を営む上での倫理観や規範意識を身に付け、児童・生徒の自己指導能力の育成を図ること。
- ・他の模範となる成果をおさめた子どもたちに対しては、表彰等を活用しながら、がんばりや努力を引き出し、励みとなるような取組みを進めること。
- ・全ての児童・生徒に対し、きまりを守る等の規範意識や自他共に認め合える人権感覚等、社会的資質を高める指導を行うこと。また、問題行動などに対しては、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」等の生徒指導に関するマニュアル等に則り、組織的な生徒指導体制の充実を図ること。
- ・「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）及び「大阪府子ども条例」の趣旨を踏まえ、児童・生徒の意見を受け止めるとともに、各学校の状況に応じて、児童会・生徒会等、児童・生徒が主体的に取り組むことができる活動について年間をとおして計画し、その取組みの交流に努めること。

## (2) いじめ・不登校への取組みの推進

### ① いじめの未然防止、及び早期発見・早期解決に向けた組織的対応の推進

- ・「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月）におけるいじめの定義をふまえ、積極的にいじめを認知し、生じた事象は「いじめの芽」となりえるという考えのもと、情報があつた時には、学校はいじめの防止等の対策のための組織を設置し、事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応すること。
- ・いじめの未然防止、早期発見については、「松原市いじめ防止基本方針」「いじめ防止指針」及び「いじめ対応プログラム」「いじめ対応マニュアル（いじめ対応マニュアル補助資料）」に基づき、適切に対応すること。
- ・深刻な事態に至る恐れがあるいじめ等については、市教委へ速やかに報告すること。「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」の積極的な活用により、毅然とした対応を行うと共に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の学校園支援チームとの協働や関係機関との連携を行うなど組織的な対応を図ること。
- ・いじめ等の実態把握について、日常より子ども理解に努めるとともに、どの学校でも起こりうることでとらえ、年複数回のアンケート調査を実施した上で、個別面談、個人ノートや生活ノートの活用等、各校の実情に応じたいじめの実態把握に努めること。
- ・「学校いじめ防止基本方針」をもとに、体系的、計画的にいじめの未然防止、早期発見に取り組む、いじめを認知した際の対応を適切に進めること。また、いじめの防止等の対策のための組織を活用し、いじめに関する諸問題に対して組織的に対応すること。
- ・生じたいじめについては、まず第一に被害児童・生徒の心理的ケアに努めるとともに加害児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした指導に努める。「なぜそのような事象が生じたのか」と事象の背景にも迫る指導を行い、全ての児童・生徒自らがいじめを乗り越える力を引き出すことや、いじめを起ささない集団づくりに努めること。
- ・いじめの解消については、相当の期間（少なくとも3ヶ月）においていじめに係る行為が止んでいること、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを日常の観察や面談等で確認し、注意深く見守ることが重要であるとともに、解消後においても再発防止に努めるこ

と。

## ② 不登校の未然防止と継続的な支援の推進

- ・不登校については、日ごろから児童・生徒の状況の把握に努めるとともに、児童・生徒が欠席しがちになった時には、機を逸することなく家庭訪問を行う等、きめ細かい適切な対応を図ること。
- ・不登校の減少と未然防止に向けて、「松原市不登校児童生徒等総合支援会議」等での議論を踏まえ、校内不登校支援会議等を定期的に開催すること。
- ・校内不登校支援会議等では、児童・生徒の状況を十分に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる支援体制を整え、福祉機関等との連携を図ること。また、長欠・不登校児童・生徒に対し、学校・家庭・地域が連携した支援を図るよう、個人指導記録カード等を活用すること。
- ・より深い児童・生徒理解に努めるため、ケース会議を核に、関係諸機関とのネットワークを強め、チームによる支援体制で取り組むこと。
- ・小学校低学年であっても、不登校児童があらわれる状況をふまえ、不登校やその兆しのある児童に対して、初期段階からの支援体制を構築すること。また、中学1年時に増加する傾向にある不登校生徒について、中学校区不登校支援会議や小中連絡会議等を通して長欠・不登校児童の状況を把握するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、中学校入学段階での小中連携を積極的に取り組むこと。
- ・心因性のひきこもり傾向や無気力傾向の不登校児童・生徒への対応については、個々の状況に応じて、教育の機会の確保を図るよう努め、学校と家庭が連携した支援を行うこと。その際、訪問指導員「ハートフル・ふれんど」、本市教育支援センター（チャレンジルーム）等を有効活用し、本市「出席簿記入の手引き」に則り適切な対応を図ること。また、中学校3年時に長期にわたり不登校状態にある生徒に対し、卒業後の主体的な進路選択への支援や福祉との連携にも努めること。

## ③ 問題行動や少年非行の未然防止及び早期解決に向けたチーム支援の充実

- ・問題行動や少年非行の未然防止及び早期解決を図るため、校長の明確な方針のもと、力や圧迫による指導や担任等が一人で課題を抱え込むことのないよう、情報の共有や方針の決定など、組織的に対応すること。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家を活用し、校内における教育相談機能の充実を図ること。
- ・チームで行う支援の充実に向けて、子ども未来室、子ども家庭センター、警察、少年サポートセンター等の関係諸機関との連携のもと、ケース会議等の実施等、総合的なネットワークを構築し、開かれた生徒指導体制づくりに取り組むこと。必要に応じて市の学校園支援チーム、府教育庁の緊急支援チームを活用すること。

## ④ 体罰の根絶

- ・体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害し生涯にわたって重大な影響を与える行為であり、暴力肯定の考え方を助長させ、いじめや暴力行為などが生じやすい土壌を生む恐れがあり、いかなる場合においても許されないことを、教職員一人ひとりに周知徹底すること。
- ・「体罰防止マニュアル（改訂版）」等を活用し、教職員の指導力量を高めるとともに、日常から体罰のない学校づくりを推進すること。



## ⑤ 携帯電話等・ネット上のいじめやトラブル防止の取組みの推進

- ・増加傾向にある携帯電話等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み、ネット依存等の課題解決に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等に努めること。
- ・必要に応じて、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応すること。
- ・携帯電話等の使用については、「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」を活用し、児童・生徒に携帯電話の有用性・危険性を認識させ、自ら対処できる力を育成するよう指導に努めること。
- ・携帯電話等の使用については、家庭でのルールづくりやフィルタリングの利用を進める等、保護者への指導、啓発、支援に努めるとともに、被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制を確立すること。また、学校での取扱いについては、「松原市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を踏まえ、教育活動に支障が出ないようにすること。

## ⑥ 学校組織としての保護者や地域との対応

- ・保護者や地域からの要望や相談に対する対応の際には、その思いを十分に聞きとり、事実関係を正確に把握した上で、迅速な課題解決を図ること。その際、「保護者連携等の手引き」を参考にし、学校が組織として適切に対応するように努めること。
- ・学校園だけでは解決が困難な事態が発生した際には、必要に応じて、学校園支援チームを活用すること。

### 《取組み・推進事業》

- 児童・生徒ハートサポート推進事業の活用（スクールサポーター）
- まつばら学校支援チーム事業「まつばら学校応援団」
- 松原市教育支援センター（チャレンジルーム）の活用
- 小中学校配置のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- 中学校における課外部活動の充実
- 専門家等との連携による指導体制の充実（教育相談、ハートフルふれんど）
- 松原市不登校児童・生徒等総合支援会議との連携
- 学校園支援チームの活用
- 松原市いじめ問題対策連絡協議会
- 松原市いじめ問題専門委員会

## （3）生き方につながる道徳教育の推進

### ① 「考え、議論する道徳」へ

- ・道徳教育については、学校園の教育活動全体を通じて、計画的・発展的に行い、幼児・児童・生徒の豊かな人間性の育成に努めること。特に道徳科については、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えられるよう指導すること。また、児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し指導に生かすよう努めること。
- ・道徳科の評価においては、児童・生徒の成長を認め励ます個人内評価を行うこと。
- ・人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他人を思いやる心、規範意識、公共の精神、社会の形成に参画する態度等を養う取組みを進めること。取組みにあたっては、他者との対話の中で、多様な価値観にふれながら、自ら考え、より良い方向をめざす資質・能力を育むよう指導すること。

- ・伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献する態度を養うなど、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を育てる取組みを進めること。
- ・故郷松原に親しみを持ち、誇りを持てるよう、「まつばらいろはかるた」や「松原市歌」等を、「わたしたちの松原市」の指導や学校行事等に効果的に活用すること。
- ・多様な体験活動等の充実を図り、児童・生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じて、家庭や地域社会と連携し体系的・継続的に実施するよう取組みを進めること。

## ② 道徳教育の指導体制

- ・学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長は道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、道徳教育の全体計画及び道徳科の年間指導計画を全職員の共通理解のもとに作成すること。
- ・児童・生徒や学校及び地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定め、道徳科と各教科等の内容及び時期の関連が明確になるよう工夫すること。
- ・児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し指導に生かすよう努めること。また、児童・生徒の成長を認め励ます個人内評価を進めること。
- ・道徳科の実施を踏まえ、市教委の道徳教育研修会への積極的な参加とともに、児童・生徒の心に響く教材の活用や指導方法の工夫、評価のあり方の検討等にも積極的に取り組むこと。
- ・大阪「こころの再生」宣言を踏まえ、道徳科の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会と一体となった取組みを推進すること。

## ③ 実態に応じた教材等の活用

- ・主たる教材としての教科書の活用に加え、「私たちの道徳」（平成26年文部科学省作成）等実態に応じた教材についても、学校の教育活動全体を通じて積極的に活用すること。なお、家庭での生活や学校と家庭との連携、地域での活動等に際しても活用を図ること。
- ・大阪府「こころの再生」府民運動の趣旨を盛り込んだ道徳教育資料『「大切なこころ」を見つめ直して』や「小学校道徳 読み物資料」「中学校道徳 読み物資料」、「夢や志をはぐくむ教育」、「魅力ある道徳の授業づくり」その他の読み物資料を積極的に活用し、道徳の授業づくりの充実を図ること。
- ・児童生徒の発達段階や特性等を考慮しながら、「SNSノートおおさか」等の教材を活用し、情報モラルに関する指導の充実を図ること。

### 《取組み・推進事業》

- 松原市道徳教育推進教師連絡会議
- 松原市道徳教育研修会
- 大阪府道徳教育推進教師連絡協議会
- 松原市教育研究会道徳部会との連携

## （４）教育的ニーズに応じた支援の充実

### ① 「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進

- ・地域における共生社会の実現をめざして、すべての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進させ、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組みを進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくりや

集団づくりをより一層推進すること。

- ・障がいの有無にかかわらず、支援教育の視点を踏まえた子ども理解をすべての教職員に浸透するよう取組みを進めるとともに、誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、全教職員の共通理解のもと、教育環境や適切な支援・配慮の充実に努めること。
- ・「ともに学び、ともに育つ」を基本に、交流及び共同学習がさらに充実し、相互理解がより一層進むよう、学校における支援学級の位置付け等について十分に検討するとともに、交流及び共同学習における一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導内容等の工夫改善に努めること。またその際には、「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」等府教育委員会が作成した指導資料等の活用を図ること。
- ・通常の学級や通級による指導、支援学級等の多様な学びの場の充実に努めるとともに、本人及び保護者の意向を最大限尊重しながら、幼児・児童・生徒の状況に応じた適切な指導・支援を行うこと。また、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組む等、全校的な支援のもと、組織的な教育活動を展開すること。

## ② 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育・支援の充実

- ・障がいのあるすべての子ども一人ひとりの自立に向けた効果的な指導・支援の充実に努めること。
- ・「ともに学び、ともに育つ」を基本に、全教職員が一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図り、合理的配慮を行うこと。あわせて、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実に努めること。
- ・合理的配慮の検討・決定にあたっては、幼児・児童・生徒の発達段階や合理的配慮の観点等を踏まえ、現在必要とされているものは何か、優先して提供する必要があるものは何か等について、学校と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図るよう努めること。
- ・障がいのある児童・生徒については、支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童・生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。
- ・支援学級において実施する特別の教育課程については、自立活動を取り入れること。また、児童・生徒の障がいの程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたりする等して、実態に応じた教育課程を編成するとともに、適切な教材を用いて指導すること。
- ・通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うこと。
- ・きめ細かな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が計画的組織的に行われるよう、担任や関係教員の連携に努め、支援学級に在籍する児童・生徒や通級による指導を受ける児童・生徒の全員について、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成・活用すること。通級による指導を受けていない通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒の指導についても、必要に応じ、各「計画」の作成・活用に努めること。
- ・「個別の教育支援計画」については、作成にあたり、本人や保護者の参画のもと、支援内容を検討する上で必要な情報を記載すること。また、本人や保護者の意向を踏まえつつ、校内や医療・福祉・保健・労働等の関係機関で共有を図るとともに、定期的に評価・点検・見直しを実施することにより、効果的な活用のために内容の充実に努めること。
- ・「個別の指導計画」の作成・活用にあたっては、「個別の教育支援計画」との連携を図りつつ、一人ひとりの障がいの状況や心身の発達段階に応じた指導目標、指導内容及び指導方法を明確化し、きめ細やかな指導の工夫に努めるとともに、実施状況を適宜評価し、改善を図っていくこと。
- ・早期支援の重要性に鑑み、幼児・児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引き継がれるよう、日頃から校種間における連携を深め、「個別の教育支援計画」の引継が確実にされるよう努めること。

### ③ 校内支援体制の整備・充実

- ・通常の学級には発達障がい等支援を必要とする児童・生徒が在籍していることを前提に、すべての教科等において困難さに対する指導の工夫を行うとともに、その意図や手立てを明確にした指導・支援の充実を図ること。あわせてユニバーサルデザインによる授業づくりや集団づくりの取組みを学校全体で積極的に進めるとともに、支援教育コーディネーターを活用し、組織的に支援教育の視点を踏まえた教育活動を展開するよう努めること。
- ・支援教育コーディネーター及び通級指導担当教員連絡会等を活用し、学校・校種間の連携に努めること。
- ・支援教育コーディネーターを保護者に周知し、相談窓口を明らかにすることに努めること。
- ・通級指導教室での指導・支援をより一層充実させるとともに、通級指導教室における学びを通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導担当教員と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図ること。

### ④ 人権侵害事象への未然防止と対応

- ・障がいのある幼児・児童・生徒に対する人権侵害事象やいじめなどの事案が社会的な問題となっている。関係法令の趣旨を踏まえ、各学校において教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識の高揚を図るとともに、校内組織体制を整備して、障がいについての理解を深める教育や集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努めること。その際、関係資料等の活用を図ること。
- ・いじめの未然防止については、「いじめ防止指針」等に基づき、適切に対応すること。

### ⑤ 「ともに学び、ともに育つ」支援教育の研修の充実

- ・支援教育の視点に立った集団づくり・授業づくり等の推進に努めること。
- ・支援教育の理解と啓発をより一層推進させるため、教員の専門性の向上を図ること。その際、「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」、「体罰防止マニュアル（改訂版）」、指導資料集「ぬくもり」や「学校における人権教育推進のための資料」等を活用した教職員研修の充実を努めること。
- ・保護者との信頼関係を構築、地域支援ネットワークをコーディネートする力の向上など、様々な課題に対応できるよう、教職員が多様な研修を受講するなどして、資質の一層の向上を図ること。

### ⑥ 就学相談・支援の充実

- ・就学相談・支援にあたっては、「障がいの状態等」、「特別な指導内容」、「合理的配慮を含む必要な支援の内容」の三つの観点を踏まえ、幼児・児童・生徒等の教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、関係機関と連携しながら、早い時期から就学に関する適切な説明や多様な情報提供に努めること。
- ・通常の学級や通級による指導、支援学級等の多様な学びの場の充実を図るとともに、本人及び保護者の意向を最大限尊重しながら、幼児・児童・生徒の状況に応じた適切な就学先決定に向けた取組みの充実を図ること。
- ・発達障がいのある幼児・児童・生徒とその保護者が、就学前から社会参加に至るまで、ライフステージに応じた適切な支援を受けることができるよう、各関係機関と連携しながら、早期からの切れ目ない支援体制の構築に努めること。

### ⑦ 地域支援ネットワークの構築

- ・支援学校のセンター的機能に基づく相談・支援やリーディングチーム・医師・理学療法士・臨床心理士等の活用による巡回相談や、各種研修を積極的に活用して、地域を支援するネットワークづくりに努め、すべての教職員への支援教育に対する専門性の向上に努めること。
- ・支援学校リーディングスタッフ及び市町村リーディングチーム等を活用して、すべての教職

- 員に対する地域支援ネットワークの理解・啓発に努めること。
- 支援学校との交流及び共同学習についてもより一層の充実を図ること。
- 府立支援学校等に在籍する子どもたちにも、地域活動の情報が届くように努めること。

## ⑧ 病弱児や医療的ケアの必要な児童・生徒への支援

- 院内学級在籍を含む病弱児については、特に学校間、家庭、病院等との連携を密にし、継続した学習指導での配慮に努めること。
- 合理的配慮の観点を踏まえ、医療的ケアを必要とする児童・生徒については、学校医・看護師等との連携の中で安全・安心に学校生活を送ることができるよう配慮に努めること。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、医療的ケアの必要な児童・生徒や、基礎疾患がある児童・生徒等、重症化リスクの高い児童・生徒に対しては、主治医や学校医、家庭との連携をより一層進め、安全安心に学校生活を送れるよう適切な対応に努めること。

### 《取組み・推進事業》

- 支援教育研修会
- 支援教育コーディネーター及び通級指導担当教員連絡会
- 通級指導担当教員連絡会
- 支援教育巡回（訪問）相談
- 松原市教育研究会との連携によるなかよし各種事業
- 南河内地区支援教育地域支援整備事業
- 松原市自立支援協議会との連携

## （５）人権尊重の教育の推進

### ① 夢や生き方、集団づくりとつなげた人権教育

- 人権教育の推進にあたっては、国の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の趣旨を十分にふまえ、同和問題をはじめとし、女性、子ども、ジェンダー平等、障がい者、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る様々な人権問題の解決に向け、教職員が人権尊重の理念について十分に認識し、教育活動全体を通じた計画的な人権教育の推進により、人権尊重の理念に基づいた学級・学校づくりに努めること。
- 「大阪府同和对策審議会答申」（平成13年9月）、及び府教育委員会教育長通知「同和問題の早期解決に向けて」（平成14年10月）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月）の趣旨を踏まえ、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組みを進めるとともに、同和問題（部落差別）の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。また、これまでの同和教育の経験や成果を生かし、人権感覚の醸成を図る体系的かつ日常的な取組みを進めるとともに、様々な人権問題の解決に向けて人権教育の推進に努めること。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（令和3年6月一部改正）等の関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障がい者に対する無理解や偏見等を取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、障がいについての理解を深める体系的な取組みを進めること。また、障がいのある幼児・児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を育む取組みを進めるとともに、障がいの有無に関わらずすべての幼児・児童・生徒の居場所づくりに向けた取組みを進めること。
- 新型コロナウイルス感染症に関わって、感染者や医療従事者、その家族等に対する偏見や差別につながるような行為は明らかな人権侵害であり、断じて許されないことであるから、日常的に様々な情報に触れている幼児・児童・生徒の実態を適切に把握し、それに応じた日常

的な働きかけや取組みの推進に努めること。

## ② 教職員の人権意識の向上

- ・ 校園長のリーダーシップの下、教職員の人権感覚と人権意識の高揚を図るとともに、教職員が一体となって人権教育に取り組む校内組織体制を整え、人権教育の目標の設定、指導計画の作成や教材の選定・開発等の取組みを組織的・継続的に行うこと。
- ・ 教職員の人権意識の向上に資する取組みについての点検・評価を行い、保護者や地域の人々への積極的な情報提供に努めること。
- ・ すべての教職員が、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけるための研修や人権教育の指導力の向上に向けた研究授業等を組織的・計画的に推進すること。また、関係研究組織との連携の充実を図ること。
- ・ 教職経験年数の少ない教職員に人権教育の実践や成果を継承できるよう、研修等の実施に際しては「教職員人権研修ハンドブック」（平成29年3月改訂）、「学校における人権教育推進のための事例集」、「学校における人権教育推進のための資料集」等の活用に努め、教職員研修等により人権感覚を一層磨き人権意識を高揚するよう努めること。

## ③ 年間カリキュラムの作成

- ・ 豊かな人間性・社会性を育むため、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成と、健全な人権感覚の醸成を図り、幼児・児童・生徒の実態や発達段階に応じた体系的な年間カリキュラムを作成すること。また、日常的に人権感覚の醸成に資するよう取り組むこと。
- ・ 「協力的・参加的・体験的な学習活動」をキーワードに指導方法の工夫を行い、集団づくりを基礎に、主体的に判断する力や実践的な行動力とともに、他の人の立場や気持ちを共感的に理解する力やコミュニケーション能力を養うように努めること。

## ④ 指導の工夫・改善

- ・ 人権教育の指導にあたっては、「人権学習モデルカリキュラム参考事例集」「人権教育実践事例集」「人権教育教材集・資料」「人権基礎教育指導事例集」「人権教育のための資料」「OSAKA人権教育ABCシリーズ」「人権教育」リーフレットシリーズ等各種指導資料を活用するとともに人権教育副読本『にんげん：ひとシリーズ』や、大阪人権博物館（リバティおおさか）、ピースおおさかの展示、地域人材等の活用を図り、指導の工夫・改善に努めること。

## ⑤ 研究の推進

- ・ 研究開発学校、人権教育総合推進地域事業、人権教育研究指定校事業等の研究成果をふまえ、児童・生徒の豊かな人間関係づくりのためのスキルを培う指導や、人権に関する知的理解を育成する指導について研究を推進すること。校内組織体制を整備して、集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努めること。

## ⑥ 校種間・地域との連携

- ・ 人権教育の推進にあたっては、幼・小・中・高等学校及び地域や関係研究機関との十分な連携を図るとともに、校区人研の充実と活性化を軸に中学校区を単位とした学校間のネットワークづくりを推進し、学校園・校種を超えて互いの良さを教育活動に積極的に生かすこと。

## ⑦ 人権侵害事象等への対応

- ・ 教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さない感覚を高めるとともに、人権侵害等が生じた場合には、教育委員会をはじめ関係諸機関と速やかに連携を図り、スクールカウンセラー等

の活用によって被害者の心のケアを最優先にし、安心・安全な環境を作るよう努め、二次被害を起こさないよう配慮しながら、機を逸することなく必要な措置を迅速かつ組織的に講じること。

- ・差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、併せて、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力をすること。
- ・いじめの未然防止については、「いじめ防止指針」及び「いじめ対応プログラム」「いじめ対応マニュアル（いじめ対応マニュアル補助資料）」に基づき、適切に対応すること。

## ⑧ 互いの違いを認め合いともに生きる教育

- ・互いの違いを認め合いともに生きる教育の推進のため、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）」（平成28年6月）、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」及び「大阪府在日外国人施策に関する指針」、本市「在日外国人教育に関する指導の指針」の趣旨を踏まえ、在日外国人幼児・児童・生徒の実態把握に努め、その歴史的経緯や社会的背景を正しく認識させるとともに、「在日外国人教育のための指導資料（DVD）」、「ちがいでキドキ多文化共生ナビ～在日外国人教育実践プラン集～」等を活用し、国際友好・親善・協調の態度を育成すること。
- ・本名使用に対する指導に際しては、自らの誇りと自覚を高めるという意義をふまえ、他の幼児・児童・生徒にその趣旨が理解されるよう十分配慮すること。

## ⑨ 日本語指導を必要とする幼児・児童・生徒への教育

- ・日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した幼児・児童・生徒については、文化や習慣・制度の違いからくる戸惑いを踏まえ、日本語指導協力員や日本語指導対応加配教員による派遣指導等の活用を図り、校園内の受入れ体制および学校全体での多文化共生教育の充実をはかること。
- ・指導にあたっては、当該幼児・児童・生徒の状況を踏まえ、必要に応じて個別の指導計画を作成し、「日本語指導実践事例集」等を活用し「特別の教育課程」を実施するなど、学習言語としての日本語習得が図られるよう努めるとともに、各教科やその他の教育活動に日本語で参加できる能力の向上が図られるよう努めること。
- ・多言語による進路ガイダンスや「ようこそ！OSAKA多文化共生フォーラム」への幼児・生徒及び保護者の参加を促すとともに、文部科学省「外国人児童生徒受入の手引き」（平成31年3月改定）や「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」（平成27年5月）等を活用し、ともに生きていく力や自分の意思を表現できる基礎的な力を育成するなど、個に応じた日本語指導・生活適応指導、及び就学の促進や進路支援に努めること。
- ・受入れにあたっては、年齢相当の学年に編入学させることを原則とすること。

## ⑩ 国際理解教育

- ・国際理解教育については、自国の歴史や文化・伝統に誇りをもち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、ともに生きていく力や自分の意思を表現できる基礎的な能力を育成するよう努めること。
- ・台湾台北市教育局との友好・文化交流活動等の推進を図るなど相互理解や相互信頼を深める取組を積極的に進めるよう努めること。

## ⑪ 平和教育

- ・平和教育については、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導するとともに、国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けるように努めること。

## ⑫ ジェンダー平等教育

- ・すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識を助長する場がないよう留意するとともに、必要のない男女別の指導は行わないようにすること。また、ジェンダー平等教育の観点から、日常的に学校環境を点検すること。
- ・性的マイノリティとされる幼児・児童・生徒については、個々の状況に応じ、教職員が協力して相談しやすい体制を整えるとともに、幼児・児童・生徒の心情に配慮した環境を整えるなど対応をするよう努めること。また、教職員の研修等を通じて、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を一層深め、幼児・児童・生徒が正しく理解できる取組みを推進することに努めること。

## ⑬ 福祉・ボランティア教育

- ・福祉教育については、福祉の意味や役割についての理解を深め、ボランティア活動等に参加しようとする実践的な態度を育成するため、関係諸機関と連携し、障がい者や高齢者との出会いや体験を通じた指導の充実を図ること。

## ⑭ 環境教育

- ・環境教育については、環境の保全や地球規模で起きている地球温暖化等の環境問題の解決及び持続可能な社会の実現に向けて、主体的に行動する意欲や態度を育むため、関係諸機関と連携しながら横断的・総合的な取組みを図ること。

## ⑮ セクシュアル・ハラスメントの防止

- ・幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であることや、「性的指向・性自認」をからかったり、いじめの対象にしたり、不必要な身体接触をしたりすることもセクシュアル・ハラスメントであり、相手がセクシュアル・ハラスメントを受けたと捉えた時点でセクシュアル・ハラスメントになるとの認識のもと、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」等を踏まえ、教職員の共通理解を図り、相談窓口を明確化し、未然防止のための学校体制を確立すること。
- ・府教育センターの「すこやか教育相談」及び府教育委員会が運用する「被害者救済システム」の周知に努めること。
- ・定期健康診断等の実施にあたっては、「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」等関係資料を参考に実施方法等の評価・点検に努めること。とりわけ、障がいのある幼児・児童・生徒においては、指導や介助方法における留意点の再点検に努めること。
- ・幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為はもとより、教職員と児童・生徒との不適切な交際についても、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨について共通理解を図ること。

### 《取組み・推進事業》

- 外国人幼児児童生徒指導協力員派遣事業
- 国際交流キャンプの実施
- 松原市人権教育研究会との連携
- 松原市在日外国人教育研究協議会との連携
- 松原市教育研究会との連携
- 松原市教育課程研究推進協議会との連携
- 松原市日本語指導連絡会との連携
- 松原市中学生海外交流事業



## (6) 体力向上と食育の推進

### ① 児童・生徒の体力向上に向けた運動の機会の確保

- ・ 学校園の教育活動全体を通じて、幼児・児童・生徒の発育・発達段階に応じた健康教育、各小中学校における「体力づくり推進計画」の策定による体力づくりに努める等家庭や地域社会と連携し組織的、計画的に実施すること。
- ・ 学校保健委員会等が出された意見を参考にするなど、必要に応じて地域人材の活用を図るよう努めること。
- ・ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から、児童・生徒の体力状況を把握・分析し、体力向上に向けた取組みを検証し、改善に努めること。

### ② 給食を活用した学校全体での食育の取組み

- ・ 食に関する指導にあたっては、すべての学校で食に関する指導の全体計画を作成し、「食に関する指導の手引」を参考に、食育を推進するための組織を明確にする等、校内体制を整備するとともに、学校教育活動全体を通して実施すること。また、小中学校の連携した食育の取組みにも努めること。
- ・ 担任を中心に栄養教諭・栄養職員とも積極的に連携し、各教科や道徳、「総合的な学習の時間」等を積極的に活用するとともに、全教職員が連携・協力し、毎日の学校給食を生きた教材として活用して、日々の給食指導を充実することにより、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度や食物を大事にする心などの育成に努めること。
- ・ 食育を学校教育自己診断や給食に対する意識調査等を活用して評価し、食育の推進体制や指導内容の改善を図ること。

## (7) 基本的な生活習慣の確立

### ① 基本的な生活習慣の確立

- ・ 基本的な生活習慣の乱れ、生活習慣病の兆候、感染症や心の健康問題、また、アレルギー疾患等による児童・生徒等の健康に関する課題解決を図るため、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養と睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、幼児・児童・生徒が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育を充実するよう努めること。また、「早寝早起き朝ごはん」といった望ましい生活習慣を確立するため、学校園での指導はもとより、様々な機会を捉えて保護者・家庭に啓発すること。
- ・ 子どもたちの成長とともに変化する、学校と家庭のそれぞれの役割と責任を踏まえ、保護者への指導と啓発にあたっては、幼小中の接続と連携を大切にすること。

### ② 性に関する指導及びエイズ教育

- ・ 性に関する指導及びエイズ教育の推進にあたっては、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について教職員が理解し、実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ること。
- ・ 府教育委員会が作成した資料等を積極的に活用するとともに、「大阪府『学校保健総合支援事業』健康教育指導者育成支援事業報告書」を参考にすること。

### ③ 保健指導の推進

- ・ 保護者、学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）・地域の関係機関等と十分な連携を図るとともに、健康の保持増進に必要な資質や能力を幼児・児童・生徒に育成することができるよう、年1回以上、委員に保護者を含む学校保健委員会の開催し、その活用に努めること。

と。

#### ④ 薬物乱用防止の取組み

- ・覚せい剤・大麻等薬物乱用防止教育については、喫煙・飲酒問題とともに、学校保健計画の中に位置づけ、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。
- ・学校薬剤師や警察官等の専門家による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、若年層に広がる「大麻」「危険ドラッグ」の危険性についての理解や「医薬品等の正しい使い方」についても取り扱うこと。

#### ⑤ 水泳指導

- ・学校のプールにおける水泳指導に関しては、特に事故防止に努め、緊急時に迅速な救急処置等、適切な対応ができる救急体制を確立すること。
- ・万一の心肺停止に備え、全ての教職員を対象にしたAEDの使用を含めた心肺蘇生法の研修を実施する。

#### ⑥ 部活動活性化に向けた取組みの推進

- ・中学校部活動については、生徒の自主性・主体性を尊重しつつ、過度な練習が生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げないよう「松原市立中学校に係る部活動の方針」等に則り、望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施すること。
- ・拠点校部活動、合同練習等、他校との連携や外部指導者、部活動指導員の活用等、地域と連携した活動を推進し部活動の活性化に努めること。

#### 《取組み・推進事業》

- 松原市医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連携
- 各種健康診断事業
- 学校環境衛生各種検査等
- 学校保健各種研修会
- 学校保健会における研修会をはじめ、学校保健の充実
- 松原市連合運動会
- 松原市PTA協議会との連携
- 松原市フレンドシップ事業

### (8) キャリア教育の充実を図るために

#### ① 系統的・継続的なキャリア教育の推進

- ・児童・生徒が、目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、キャリア教育の充実に努めること。
- ・幼児期の教育から高等学校教育への連続性も視野に入れ、小学校段階から児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的・継続的に行うように努めること。
- ・教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させること。特に児童・生徒が自信や自己有用感をもって、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取組みを推進すること。
- ・各学年の活動の関連性や系統性を考えた年間指導計画を作成するとともに、その検証・改善

を行いながら取組みを進めること。また、中学校区においても「大阪府キャリア教育プログラム」（平成23年3月）や「キャリア教育の進め方サポートブック」（平成24年3月）を活用し、「めざす子ども像」及び全体指導計画の作成を行い、その検証・改善を行いながら取組みを推進すること。

- ・教職員が考えるキャリア教育で育みたい力を児童・生徒が理解し、自分の成長や変容を自己評価するための振り返る活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。その際、小学校から高等学校までの学びのプロセスを振り返って蓄積することができるポートフォリオ的な教材「キャリア・パスポート」等を作成し、活用すること。

## ② 進路指導の充実

- ・校内進路指導体制を整備し、児童・生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの責任で進路を選択決定する能力を身に付けることができるように努めること。高等学校等への進学指導にあたっては、生徒の能力や興味・関心、将来への進路希望等を十分に踏まえること。
- ・公立高等学校入学者選抜制度の変更、府立高等学校の特色づくり、高等学校の授業料無償化にかかる法律の改正、厳しい就職状況等、進路選択に係る状況が大きく変化していることから、進学や就職に関する情報の収集・提供に努め、進路ガイダンス機能を充実させること。
- ・高等学校合同説明会、各高等学校等が実施する体験入学等の活用や、高等学校等の特色等についての情報提供、大阪府公立高等学校支援学校検索ナビ「咲くナビ」の活用等適切なアドバイスや支援に努めること。
- ・特に、不登校生徒や日本語指導が必要な生徒については、入学者選抜制度等の周知を含め、受験上の配慮事項及び申請手続き等、指導には十分配慮すること。

## ③ 進路指導における地域や関係諸機関との連携

- ・近隣の高等学校等と連携した「出前授業」等の取組みを推進すること。
- ・不登校生徒や進路未決定者の中学校卒業後の状況及び、高校等への進学後の中途退学者等に対する状況把握を進め、将来への展望をもてるよう、その支援に努めること。また、中途退学を防止する観点からも、高等学校等との連携を一層図るよう努めること。
- ・職場体験学習については、働くことの意義や目的の理解、進んで働こうとする意欲や態度などを育成するよう努めること。
- ・実施においては、受け入れる事業所の拡大やマナー教育等の充実に努めるために、職場体験学習に関する懇談会等の論議を踏まえ、地域教育協議会や関係諸機関との連携を一層深めるように努めること。また、コロナ禍にあつて実施できない際には、各校において関係諸機関との連携の中で、職場体験学習に代わる取組みを模索すること。

## ④ 支援の必要な児童・生徒の卒業後の進路選択の充実

- ・障がいのある児童・生徒の卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分に伝わるよう、入学時、入級時より、様々な機会を通じて、適切な説明や、将来の進学や就労に必要な情報提供に努めること。
- ・障がいのある生徒の高等学校等への進路指導については、管理職を中心とする校内体制の中で、進路指導担当者と支援学級担当が十分に連携するなど、学校全体で対応すること。
- ・日本語指導が必要な児童・生徒等の卒業後の進路については、府教育委員会の帰国渡日児童・生徒学校生活サポート事業及び多言語進路ガイダンスへの参加を積極的に勧めるとともにWebページや関係資料等を活用し、入試制度や進路選択に必要な情報を児童・生徒や保護者に適切に提供するよう努めること。

## ⑤ 奨学金制度等の理解と主体的な進路選択

- ・生徒が経済的理由により進学を断念することなく、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるよう、生徒や保護者に制度の理解を推進すること。
- ・教職員自らが奨学金制度や高等学校の授業料無償化等の理解に努め、進路指導の充実に努めること。また、奨学金の返還に対する意義と責任等についても自覚できるよう指導に努めること。

### 《取組み・推進事業》

- 学習活動促進事業
- 職場体験に関する懇談会
- 松原市進路指導研究協議会との連携
- 地域教育協議会との連携

## 2. 子ども・子育て支援施策の充実 ～幼児教育の充実のために～

### ① 体験を重視した環境設定と組織づくり

- ・幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、幼稚園教育要領で示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮し、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることを配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うよう適切な環境の設定等に努めること。
- ・就学前にふさわしい教育を行うため、幼児理解と適切な評価に基づき、教育及び保育の改善に努めること。
- ・地域人材等を活用する等、豊かなふれあいと体験が得られるよう適切な指導を大切にするとともに、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のために、幼稚園・認定こども園・小学校の教員同士がお互いの教育課程について理解を深め、組織的に連携すること。
- ・幼稚園の教育課程の編成にあたっては、四つ葉幼稚園における3歳児保育も考慮しながら、幼児の発達と幼稚園・地域の実態を踏まえること。

### ② 社会性・道徳性を培う心の教育の充実

- ・豊かな心を育み、基本的な生活習慣や望ましい社会性を育成し、道徳性の芽生えを培うため、挨拶、返事、履き物等の片づけなど指導に努めること。

### ③ 家庭、地域の連携と子育て支援の充実

- ・幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう、開かれた幼稚園づくりに努めること。
- ・松原市立幼稚園ふれあい広場や、未就園の幼児も含めた体験交流、保護者説明会等の充実に努めること。
- ・家庭との連携を深め、子育て支援策の充実に努めるため、預かり保育の時間延長とともに、子育て相談等、幼稚園・認定こども園が家庭や地域に一層開かれたものとなるように、創意工夫を生かした取組みを積極的に行うこと。

### ④ 保幼小の交流から連携への推進

- ・幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校と共有するなど、保幼小（認定こども園を含む）の円滑な接続を推進するよ

う努めること。また、幼児理解に基づいた評価を実施し、小学校にその内容を適切に引き継ぐこと。

- 幼児・児童の交流だけにとどまらず、保育士・教員の保育参観や授業参観を実施するなど、教育課程、保育課程の相互理解に努めること。

#### 《取組み・推進事業》

- 体験活動（体操教室、絵画教室、英会話体験等）の充実
- 松原市教育課程研究推進協議会との連携
- 松原市教育研究会幼稚園部会との連携
- 松原市人権教育研究会、松原市在日外国人教育研究協議会との連携

### 重点指導事項3 安心・安全な学校園づくりの推進

#### 1. 児童虐待への対応

##### ① 相談体制の構築と関係機関との連携

- 子どもがささいなことでも相談できる、相談しやすい体制を構築するとともに、児童虐待を受けた、または受けたと思われる子どもが安心して学校生活を送れるよう、教職員間で日常的な配慮事項等の情報共有を行うとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関と連携して、継続的な支援に努めること。
- 進学・転学の際の学校間の情報共有については、ケース会議の開催等により、伝達する内容に漏れがないよう整理した上で、対面・電話連絡・文書等による学校間での引継ぎをすること。その際、引き継ぐ情報については、個人情報保護の観点から松原市個人情報保護条例等に基づき判断すること。

##### ② 要保護児童等の情報元に関する情報の取り扱いについて

- 保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととともに、子ども家庭センター等と連携しながら対応すること。
- 保護者が、児童虐待の通告や一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員で対応するとともに、速やかに教育委員会に連絡したうえで、組織的に対応すると同時に、関係機関やスクールロイヤー等と連携して対応すること。

#### 《取組み・推進事業》

- 松原市要保護児童対策地域協議会との連携

#### 2. インターナショナルセーフスクールの取組み成果を普及

##### （1）子どもたちの生命身体を守る取組みの推進

##### ① 危機管理体制の充実と安全指導の徹底

- 災害及び万一の事故・事件に対応できるよう、各学校園の危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施するなど、危機管理体制を充実するとともに、教育活動全体を通して安全に関する指導の徹底に努めること。

- ・学校での事故やけがについては、管理職、学年等への報告・連絡・相談の徹底と保護者への丁寧な連絡を行うとともに、頭部のけが等については、病院へ搬送する等、誠実で適切な対応をすること。
- ・学校安全活動においては、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、推進体制を整備すること。

## ② インターナショナルセーフスクール（ISS）の推進

- ・「（体および心の）ケガ及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安心・安全な学校づくりを進める」という趣旨に基づき、学校、保護者、地域、関係団体が協働した「インターナショナルセーフスクール（ISS）」の取組みの結果、市内全ての小中学校で取得した国際認証の成果を基に取組みを継続し、好事例の交流や相互の情報交換等を積極的に実施し、より一層、子ども主体の安心・安全な学校づくりの充実に努めること。

## ③ 安全確保の充実

- ・本市「学校園における不審者侵入等(緊急事態)防止及び侵入時の危機管理マニュアル」及び各学校園の危機管理マニュアル等に則り、安全管理についての点検や不審者の侵入等に対する危機管理体制を確立すること。
- ・安全指導の推進にあたっては、教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図ること。また、軽微な事故やけがについても適切な初期対応を行うとともに、災害や万一の事故・事件が発生した場合、教職員としての自覚のもと、的確に行動できるように各学校園の危機管理マニュアルの再点検を行うよう努めること。小学校においては、「市立小学校セーフティスクールサポート事業」により全小学校の校門に配置された管理員と密接な連携を図るよう努めること。
- ・日常の安全確保に向けた取組みや遊具の点検等校園内の安全点検とともに、6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化に努めること。

## ④ 安全教育、防災教育の推進

- ・幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送ることができるよう、安全教育を一層推進すること。特に、幼児・児童・生徒が自他の安全を確保するため、犯罪の被害に遭わないための知識を実践的に理解するとともに、警察等との連携による防犯教室の実施等、自己防衛力の育成を図ること。
- ・東日本大震災及び熊本地震の教訓を踏まえ、「地域防災ネットワークプロジェクト」等による、学校の実態に応じた実践的な避難訓練を行う等、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実に努めること。
- ・改正道路交通法及び大阪府自転車条例を踏まえ、交通安全教室を開催し、自転車利用を含む交通安全に関する指導の充実に努めること。
- ・児童・生徒及び保護者に対し、大阪府自転車条例で、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられたことを周知するとともに、PTAと連携するなど、全児童・生徒の保険加入促進に努めること。

## ⑤ 学校の体育活動中の事故防止の取組み

- ・府内で、学校における体育活動中の事故が発生している状況を踏まえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止に万全を期すること。
- ・学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。
- ・熱中症の予防については、活動時の環境条件に配慮し、水分補給などの措置を講ずること。
- ・屋外での体育活動においては、天候の急変などによる落雷等に十分注意し、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。

## ⑥ 地域の協力団体との連携の推進

- ・登下校時の通学路については、地元警察等、関係機関と連携し、危険箇所における安全対策等、一層の安全確保に努めること。
- ・保護者や「子どもの安全見守り隊」等学校園支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、登下校時等における校区巡視、「こども110番の家」等の方策を講じるよう努めること。

## ⑦ 保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底

- ・学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び熱中症・アナフィラキシーショック等の事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えること。
- ・熱中症の予防については、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取るとともに、児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」等により、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。
- ・食物アレルギーについての理解を深めるとともに、保護者や主治医との連携のもと、食物アレルギーを有する児童・生徒の個体把握をすること。また、食物アレルギーの既往症がない幼児・児童・生徒の初発の事故も発生しており、いつ、どこでも事故は起きるものだと考え、緊急時には組織的対応を行えるよう「学校のアレルギー疾患に対する取組みガイドライン」、「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を参考に、危機管理マニュアル等を整備するなど、万全の体制を整えること。

## ⑧ 学校保健計画及び学校安全計画の策定と快適な教育環境の充実

- ・学校保健安全法に基づき、学校保健計画及び学校安全計画を策定すること。策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校保健、学校安全の取組み状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。
- ・学校環境衛生基準に基づき、児童・生徒にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理に努めるとともに、検査結果の保管を行うこと。

## ⑨ 薬品の管理

- ・学校園における薬品等の管理については、管理台帳の整理や管理担当者を明確にし、特に毒物・劇物をはじめ農薬、有機溶剤等については、管理に十分配慮すること。

# 重点指導事項 4 学校園運営体制の充実と教職員の資質向上

## 1. 学校園運営体制の確立と開かれた学校園づくり

### (1) 積極的な情報発信による開かれた学校園づくり

#### ① 学校園だより・校園長だより・ホームページの充実など、積極的な情報発信を

- ・児童・生徒の学力向上はもとより、学校園の教育活動をより効果的にするためにも、情報発信の重要性を認識し、学校園だより・ホームページの充実とともに校園長だより等、保護者への啓発を校園長は計画的・積極的に行うこと。

## 《取組み・推進事業》

### ●ホームページ等情報発信の充実

## (2) 初任者等、若手教職員の育成と組織力の向上

### ① 教職員の組織的・継続的な育成

- ・教職員は、専門的な知識・技能に裏づけられた実践的な指導力や人権意識の向上をめざし、絶えず研究と修養に励み、自らの資質を高めるとともに、幼児・児童・生徒および保護者の信頼に応えられるよう、豊かな人間性を培うこと。
- ・児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修や、各校における好事例の共有により、すべての教職員のICT活用指導力の向上を図ること。
- ・これまでの松原の教育を継承しつつ、様々な教育課題に対応するため、「初任者等育成プログラム」「大阪府教員等研修計画」等を踏まえ、校長のリーダーシップのもとに「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」等を活用し、日常的なOJTを推進することにより教職員全体の指導力向上に努めること。その際、教職経験年数の少ない教員の育成については、メンタリングを活用するなど学校全体でチームとして取り組むこと。
- ・若手教職員の学校運営への参画を促進し、首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーとなる教職員の育成に努め、教職員の資質・能力の向上を図ること。
- ・学習指導や生徒指導等の指導面のみならず、法令等の遵守など公教育に携わる者としての資質向上を図ること。
- ・初任者研修・10年経験者研修をはじめとする教職員の経験年数や職務内容に応じて行われる府教委主催や市教委主催等の校内外研修の受講について、格段の配慮をすること。

### ② 授業改善・指導力向上に向けた取組みの充実

- ・研究授業、公開授業を積極的に行い、教育課程や授業のあり方・児童・生徒理解等について、教職員相互の教材研究や意欲的な取組みを促進する等、授業改善・指導力向上に向けた環境づくりに努めること。
- ・学習面における個に応じた指導内容・指導方法、考える力を育む授業づくり等、授業研究や事例研究を積極的に進め、教科の専門性を高めるとともに、教職員の総合的な指導力の向上を図ること。

### ③ 学校園における教職員研修の充実

- ・教職員研修の実施にあたっては、社会の変化、国や府における新たな動きや学習指導要領の趣旨、また各校園の課題等を踏まえ、明確なビジョンを基に研修目標を設定し、計画的に実施すること。
- ・研究学校園等市内各校園の研究成果の交流や校内外研修の成果を報告する機会の設定等、成果を自校園の教育活動に広く還元されるよう配慮すること。

### ④ 組織的・効果的な学校園運営

- ・「人財こそが宝」であることを認識し、教職員のモチベーションを高め、効果的・効率的な教育活動を営むため、ワークライフバランス等にも配慮した組織的な学校園運営を図ること。



## ⑤ 研修への計画的な参加及び年間研修計画作成の推進

- ・府教育センターや市教委の実施する教職員研修について周知徹底を図り、年間を通して計画的に研修へ参加できるよう配慮すること。
- ・校内外研修の年間計画策定にあたっては、夏季休業期間等を積極的に活用すること。

## ⑥ 「教職員の評価・育成システム」の活用

- ・「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、その有効活用により教職員の意欲・資質能力の向上と学校活性化に努めること。また、校長は日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握、記録と日常から教職員との意思疎通を図るとともに適切な指導助言を行い、評価にあたっては寛大化、中心化に留意し、適正に行うこと。
- ・指導面での支援等が必要な教員に対しては、状況に応じた研修計画を作成する等、適切な対応に努めること。

## ⑦ 教員免許更新制の周知徹底

- ・教員免許更新制について、各教職員に理解促進を図り、「所有免許状調査」結果の本人通知や「教員免許更新制に関する期限・申請期間の確認方法（フロー図）」、「免許確認ツール」などを活用し、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続きが確実に行われるよう適切な対応を行うこと。特に新たな免許を取得したり、個人で延期申請などを行った場合は期限が把握しにくいので必ず自己責任の下、自分の修了確認期限を間違わないよう留意すること。

## ⑧ 労働安全衛生体制の充実

- ・活力ある教職員、学校づくりのために、「ストレスチェック」の適切な実施を図るとともに、公立学校共済組合大阪支部が設置している「大阪メンタルヘルス総合センター」における相談事業及び研修事業を積極的に活用すること。
- ・勤務時間の適正化と職場環境の改善へ活かせるよう、各校園の衛生推進者を中心とした労働安全衛生管理体制を整備すること。
- ・労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づき、時間外労働等が80時間を超えた職員については、本人及び産業医への情報提供や面接指導等を適切に行うこと。

## 2. 組織的・効果的な学校園運営と教職員の育成

### ① 職員の「働き方改革」について

- ・教職員の勤務時間の把握については、松原市の「勤務時間の適正な把握のための手続き等に関する要綱」及び「松原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」等に基づき適切に行うこと。
- ・教職員の健康管理及び「働き方改革」の観点から、各校の特色や状況に応じて、全校一斉退勤日やノークラブデー等を設定するなどして、長時間勤務の一層の縮減に努めること。また、校務支援システム等を活用し、適切な勤務時間の管理に努めるとともに、教職員の意識改革を推進すること。
- ・夏季休業中の期間に連続休暇取得可能日となる平日5日間程度を学校閉庁日とし、教職員が夏季特別休暇を取得しやすい環境を整えること。

### ② 教職員の服務規律の徹底

- ・公立学校教職員は、公教育の場にあつて直接幼児・児童・生徒を指導するという職責に鑑み、平素から自粛自戒し、厳正な服務規律を保つこと。

- ・「教職員の綱紀の保持について（通知）」並びに「教職員の服務規律の確保について（通知）」等を校内研修等において活用し、重点的かつ具体的に指導すること。
- ・条例、規則で定められた勤務時間を遵守するとともに、保護者・市民から誤解を招くことのないよう、職務に専念すること。
- ・勤務時間中に職場を離れ、学校周辺の路上等で喫煙することは職務専念義務違反にあたり許されないことはもちろんのこと、加えて学校周辺住民や通行者等の迷惑にもなりかねない行為であるため厳に慎むこと。
- ・休暇等については、適正な事務手続きをとること。なお、職務専念義務に違反した者又は休暇等を不正に取得した者については、厳しい処分が行われることを周知徹底すること。
- ・休憩時間については、学校の実情に応じ、その取得しやすい環境づくりに努めること。また、校長は休憩時間を明示し、当該時間に取得できない場合には他の時間に与えるなど、適切に対応すること。
- ・職務専念義務に違反した者、休暇等を不正に取得した者及び教員特殊業務手当を不正に受給した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

### ③ 不祥事の未然防止について

- ・不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》（改訂版）」（令和2年3月改訂）、「不祥事防止に向けたワークシート集」（令和2年2月）及び「教職員の綱紀の保持について（通知）」（令和3年11月）、「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について（通知）」（令和2年12月）、「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通知）」（令和2年12月）を校内研修等において活用するとともに、「府教育委員会服務指導指針」（平成24年11月26日改正）「府教育委員会綱紀保持指針」（令和3年3月30日改正）をもとに指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図ること。
- ・事案が生じた場合には、校長は事実関係を的確に把握し、速やかに教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むこと。
- ・幼児・児童・生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メール等の送付、身体的な接触、つきまとい）また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬、覚せい剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知徹底すること。

### ④ 職場内でのハラスメントの防止について

- ・職場におけるハラスメントは、重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のために、一部改正した松原市の「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」、「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」及び「職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、教職員への啓発、研修及び相談体制の整備を進めること。
- ・課外活動を含む全ての教育活動において教職員間及び教職員と幼児・児童・生徒間の関係の実態把握と適切な人間関係の構築を図ること。
- ・各校の相談窓口や、府教育センターの「すこやか教育相談」、民間支援機関と連携した「被害者救済システム」等の相談窓口を児童・生徒・保護者及び教職員に周知すること。

### ⑤ 飲酒運転の防止について

- ・教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないよう、指導の徹底に努めること。
- ・飲酒運転を行った者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき懲戒免職又は停職とするほか、飲酒運転をすることを知らずながら飲酒を勧めた者や飲酒運転の車に同乗した者に対しても、懲戒免職、停職又は減給となる旨を周知徹底すること。

- ・飲酒運転を容認・黙認した者についても、同様の厳しい処分が行われることを周知徹底すること。

## ⑥ 個人情報の適正な管理と管理システムの確立

- ・個人情報を含む文書や記録媒体の取扱いについては、日常的に教育公務員として法令遵守の立場から個人情報の取扱い及び管理の徹底に努めること。
- ・法定表簿（出席簿等）や通知票等の児童・生徒の個人情報に関するものについて、守秘義務違反や信用失墜行為を引き起こさないよう厳重に取り扱うとともに、紙媒体の保管場所を確保すること。また、USBメモリなどの電子データの取扱いや、コンピュータ等における情報の管理についても正しい知識を持つように指導すること。
- ・個人が特定できるものすべてが個人情報であるという共通認識の下、児童・生徒に関する個人情報は紙媒体並びに電子媒体にかかわらず、校外への持ち出しを原則として禁止すること。
- ・学校からやむを得ず個人情報を持ち出す場合には、学校長の許可を得るなどルールを明確化するとともに、「持ち出し記録簿」等を各校で活用し、情報漏洩等の防止対策を徹底すること。その際、持ち出すことのできる個人情報については、法定表簿及び特定個人番号（マイナンバー）並びに特定個人情報は含まれないことを教職員に周知徹底すること。
- ・各種ソーシャルネットワークサービスの個人利用については、教育公務員としての自覚を持ち、教育公務員の職の信用を失墜させることのないよう周知徹底すること。

## ⑦ 個人情報等情報管理の徹底

- ・教職員による個人情報の漏洩並びに外部への流出は学校園全体の信用を失墜させることになることを認識し、行政文書や個人情報の適切な取扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上に努めること。
- ・校園長は、「松原市情報公開条例」「松原市個人情報保護条例」「松原市教育情報セキュリティポリシー」「松原市立学校園における個人情報の取扱いに関するガイドライン」「校務支援システム運用マニュアル」等の趣旨を踏まえ、個人情報を含む文書や記録媒体・行政文書について、その取扱いを適正なものとするため、管理責任の明確化や保管に関する規定を設ける等、万全の管理体制を確立し、実効性のある個人情報漏洩防止策を講じること。
- ・特定個人番号（マイナンバー）並びに特定個人情報の取扱いについては、府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針・市町村立学校の標準的な個人番号に関する取扱い・松原市特定個人情報の安全管理に関する基本方針・松原市各小中学校特定個人情報取扱要領等により厳格かつ確実な対応をすること。

## ⑧ ネットワーク等を通じた情報の漏洩の防止

- ・コンピュータで情報の処理を行う場合には、関係規則を踏まえ校園内で取扱規定を作成し、ネットワーク等を通じての情報の漏洩が生じないよう、全教職員に徹底するとともに、電子情報や記録媒体の特質に応じた対策を講じること。

## ⑨ 諸経費の適正な執行と管理

- ・修学旅行積立金や教材費など、学校園が一括収納し管理している諸経費は、教育活動に必要な経費としての公共性や公益性を有するとともに、児童・生徒・保護者の学校園に対する信託に基づいて校園長が執行する経費である以上、公費に準じた性格を有している。この信託にこたえるために、校園長は、教職員に対して諸経費の趣旨と取扱いのあり方を周知徹底させるとともに、保護者等の信頼を得るに十分な会計処理の適正・透明化を図る観点から、以下の点に留意すること。
- ・計画的・効率的な執行に努めること。
- ・保護者負担の軽減に努めること。
- ・会計事務を担当者に任せきりにせず、校園長の責任のもと、組織的な執行体制を確立するこ

- と。
- ・保護者への説明責任を果たすこと。
- ・受益者負担の原則に照らし、使途の精選及び適正化に努めること。

#### ⑩ その他

- ・違法な争議行為への参加は厳に慎み、選挙運動などの政治活動の制限に違反することのないようにすること。
- ・自家用自動車による通勤を自粛するとともに、真にやむを得ず自家用自動車により通勤するにあたっては、事故防止に万全を期し、常に安全運転に努めること。また、学校園敷地内は、教育活動を展開する場であって、通勤用マイカーの駐車場として認められない。
- ・教育公務員特例法の規定による「勤務場所を離れて行う研修（いわゆる承認研修）」は、文書による計画書の提出、校長承認及び研修終了後の報告書提出を徹底し、法の趣旨に沿って実施するよう指導すること。
- ・教職員の兼職・兼業については、自粛すること。例外的に兼職・兼業を行う場合にあっては平成27年12月3日松教職第368号「営利企業等の従事制限の許可に関する取扱いについて（通知）」に基づき、地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経ること。
- ・職員会議については、「学校教育法施行規則」等に基づき、その適切な運営に努めること。
- ・平成22年度より、市立学校園敷地内の禁煙を実施していることから、受動喫煙の防止を踏まえ、教職員に敷地内禁煙の徹底を図ること。
- ・次世代育成のため、仕事と家庭の両立支援に向けて、母性保護や子育てに係る休暇制度等について周知するとともに、育児や介護のための休暇等を取得しやすい環境づくりに努めること。

#### ⑪ 次世代教職員の成長による学校運営の活性化

- ・学校運営にあたっては、校長は、リーダーシップを発揮し、教育目標や学校経営方針等を教職員に周知し共有化を図るとともに、組織的マネジメントの手法をもとに、学校全体として組織的な取組みを推進すること。
- ・教職員が指導の時間をより一層確保する観点からも、組織的マネジメントの手法をもとに、校務分掌の見直しや事務負担の軽減等、機能的な学校園運営に努めること。
- ・学校事務を効率的に執行する観点から、ICT機器の活用や事務の共同実施、学校間連携等に積極的に取り組むこと。

#### ⑫ 学校評価と積極的な情報提供

- ・学校運営の改善にあたっては、学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や計画の進捗状況について、自ら点検・評価を行うとともに、学校運営協議会等の学校関係者評価等により、保護者や地域住民等の意見を生かすように努めること。
- ・開かれた学校園づくりとともに、学校園・家庭・地域社会が一体となって教育コミュニティづくりを推進すること。

#### ⑬ 多様な地域人材の活用

- ・各校園においては、教育コミュニティづくりを推進する際、多様な地域の人材活用に努めること。

#### 《取組み・推進事業》

- 組織的・計画的な校内研修体制確立への指導・支援
- 管理職・担当者等教員研修の実施
- 初任者研修・10年経験者研修・年次研修・教育セミナー・教科研修の実施

- 松原市教育研究会との連携
- 松原市人権教育研究会との連携
- 教職員の評価・育成システム
- 学校教育自己診断の活用とP D C Aサイクルの確立
- 学校運営協議会制度の有効活用

## 参考資料

### 【学習指導等に関する関係法令等】

#### 法律等

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月）
- 「国民読書年に関する決議」（平成20年6月）
- 「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年6月）

#### 文部科学省

- 「言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】」（平成23年1月）
- 「児童・生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成22年3月）
- 「言語活動の充実に関する指導事例集」（平成23年5月・10月）
- 「学習指導要領 先生応援ページ（指導資料・学習評価等）」
- 「各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料」（令和2年9月）
- 「GIGAスクール構想の実現へ（リーフレット）」（令和2年7月）
- 「教育の情報化に関する手引き（追補版）」（令和2年6月）
- 「小学校プログラミング教育の手引き（第三版）」（令和2年2月）
- 「スタートカリキュラムスタートブック」（平成27年1月）
- 「休日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」（平成31年3月）
- 「平成30年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（平成31年3月）
- 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月）
- 「中学校外国語科の移行期間における指導資料」（平成31年3月）
- 「学習評価の在り方ハンドブック」（令和元年6月）
- 「平成30年度小中一貫教育導入に向けた取組み」（令和元年9月）
- 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する事例集」（平成30年1月）
- 「小学校プログラミング教育に関する研修教材」（平成31年3月）
- 「中学校外国語補助教材B r i d g e」（令和2年2月）
- 「令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）」（令和2年8月）
- 「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」（令和3年3月）

#### 国立教育政策研究所

- 「全国学力・学習状況調査において特徴ある結果を示した学校における取組事例集 第1集」（平成21年8月）
- 「全国学力・学習状況調査において特徴ある結果を示した学校における取組事例集 第2集」（平成23年1月）
- 「小学校調査の結果を踏まえた授業アイデア例」
- 「中学校調査の結果を踏まえた授業アイデア例」
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和2年3月）

## 大阪府

- 「学校改善のためのガイドライン」(平成20年4月)
- 「こどもエンパワメント支援指導事例集」(平成18年6月発行・同19年6月改訂)
- 「家庭学習の手引き」(平成20、21年度)
- 「学習指導ツール」(平成20～24年、26、27年)
- 「幼児教育推進指針」(平成31年4月改訂)
- 「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」(平成23年3月)
- 「大阪の授業STANDARD」(平成24年5月)
- 「校内研究の栞」(平成25年3月)
- 「中学校における学習評価に関する参考資料」(平成25年7月)
- 「力だめしプリント」(平成22年～29年)
- 「ことばの力を確実に育む」(平成29年)
- 「ことばのちから」(平成30年6月)
- 「ことばのちから活用事例」(平成31年2月)
- 「中学校英語定着確認プリント」(平成30年)
- 「スピーキング力向上ツール」(令和元年12月、平成31年1月)
- 「英語定着確認プリント」(平成31年1月、平成30年10月)
- 「新学習指導要領のポイント」(平成31年2月)
- 「小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き」(平成31年2月)
- 「小学校における『プログラミング教育』」(令和2年1月)
- 「国語の授業づくりハンドブックII」(令和2年2月)
- 「小学校理科ハンドブック(改訂版)」(令和2年3月)
- 「算数・数学の授業づくりハンドブック」(令和2年6月)
- 「小中学生に向けた家庭学習教材等について」(令和2年6月)
- 「新学習指導要領(平成29年度告示)のポイント【評価編】」(令和2年8月)
- 「学校図書館を活用した授業実践例」(令和2年3月、令和元年11月)
- 「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」(令和3年3月)

## 松原市

- 「松原市こども読書活動推進計画」(平成21年3月)
- 「松原市情報セキュリティポリシー」(平成15年12月)
- 「教育用ネットワークセキュリティ実施手順」(平成18年11月)
- 「松原市中学校「目標に準拠した評価」ガイドライン」(平成29年 松原市中学校校長会)
- 「教職員向け GIGAスクール構想 利用の手引き」(毎年度)

## 【生徒指導に関する関係法令等】

### 法律等

- 「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月)

### 文部科学省

- 「生徒指導提要」(平成22年3月)
- 「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」(平成23年3月改定)
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(平成29年3月)
- 「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成29年3月改定)
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月)
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(平成29年3月)
- 「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」(平成29年11月)
- 「小学校におけるチーム支援SSW活用事例～小学校指導体制支援推進事業の取組みより～」(平成30年2月)

- 「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の決定について」（平成30年7月）
- 「学校での携帯電話等の取扱いに関するガイドライン」（平成31年3月）
- 「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村または児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月内閣府・文部科学省・厚生労働省）
- 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月内閣府・文部科学省・厚生労働省）
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月）
- 「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」（令和元年12月）
- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年5月）

#### 大阪府

- 「不登校の未然防止に向けて」（平成18年3月）
- 「スクールソーシャルワーカー活用ガイド」（平成18年6月）
- 「不登校未然防止ヒント集50」（平成19年5月）
- 「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」（平成19年6・8月）
- 「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成19年11月）
- 「いじめ対応プログラム実践事例集」（平成20年7月）
- 「携帯・ネット上のいじめ等の生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言」（平成20年12月）
- 「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（平成21年3月）
- 「学校・家庭・地域をつなぐ 保護者連携の手引き～子どもたちの健やかな成長のために」（平成22年3月）
- 「暴力によらない問題解決力育成プログラム」（平成22年3月）
- 「いじめ対応マニュアル」（平成24年12月）
- 「問題行動への対応チャート」（平成25年8月）
- 「平成26年度大阪の子どもを守るネット対策事業事業報告書&ネットトラブル回避プログラム」（平成27年3月）
- 「不登校児童・生徒への支援実践事例集～児童・生徒に寄り添った支援のために」（平成29年8月）
- 「子どもを守る被害者救済システム」（平成29年12月改定）
- 「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」（平成31年3月）
- 「いじめ対応セルフチェックシート（府内小中学校等におけるいじめ対応について）」（令和元年6月）

#### 松原市

- 「松原市いじめ防止基本方針」（平成31年4月改定）
- 「不登校児童・生徒への支援実践事例集～児童・生徒に寄り添った支援のために」（平成29年8月）
- 「松原市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」（令和2年3月）

### 【人権教育に関する関係法令等】

#### 法律等

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月閣議決定）
- 「障害者基本法」（平成25年6月改正）
- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」（平成28年6月）
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（令和3年6月一部改正）
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月）
- 「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月）
- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年6月）

## 文部科学省

- 「人権教育の指導方法等の在り方について～第三次とりまとめ～」(平成20年3月)
- 「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」(平成22年4月)
- 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」(平成26年1月)
- 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月)
- 「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」(平成27年5月)
- 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)」(平成28年4月)
- 「外国人児童生徒受入れの手引き」(平成31年3月改訂)
- 「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」(平成31年3月)
- 「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について」(令和3年2月)
- 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料」(令和3年3月)
- 「生命の安全教育教材」(令和3年4月)
- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(最新版を参照すること)

## 大阪府

- 「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」(平成10年3月一部改訂)
- 「人権教育のための資料1～9」(平成11年3月～21年)
- 「大阪府人権施策推進基本方針」(平成13年3月)
- 「大阪府同和対策審議会答申」(平成13年9月)
- 人権教育副読本「にんげん：ひとシリーズ」(平成14年9月～20年)
- 「同和問題の早期解決に向けて」(平成14年10月)
- 「大阪府在日外国人施策に関する指針」(平成14年12月)
- 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q A 集」(平成15年3月)
- 「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」(平成15年7月)
- 「人権基礎教育指導事例集」(平成16年3月)
- 「改訂おおさか男女共同参画プラン」(平成18年4月)
- 「OSAKA人権教育ABC Part 1～5」(平成19年3月～25年3月)
- 「アジア渡日児童・生徒支援者養成事業」
- 「帰国・渡日児童・生徒学校生活サポート情報」
- 「小学校入学準備ガイドブック」(平成19年12月)
- 「精神障がいについての理解を深めるために」(平成20年5月改訂)
- 「帰国・渡日児童生徒就学支援ハンドブック」(平成21年3月)
- 「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」「チェックシート・個人カード」(平成22年3月)
- 「在日外国人教育のための資料集(DVD)」(平成22年3月)
- 「福祉教育指導資料集『ぬくもり』」(平成22年3月)
- 「セクシュアル・ハラスメント防止のために一障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助方法における留意点ー」(平成22年11月)
- 「日本語支援アイデア集」(平成23年3月)
- 「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(平成25年3月改訂)
- 「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために～本名指導の手引き(資料編)～」(平成25年4月一部修正)
- 「人権教育リーフレット」シリーズ(平成26年3月～)
- 「学校における人権教育の推進のためにー『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集ー」(平成26年7月)



「リバティおおさかを活用する人権学習プラン」（平成27年6月）  
「『通常の学級における発達障がい等支援事業』実践研究のまとめ」（平成27年6月）  
「日本語指導実践事例集」（平成28年3月）  
「人権教育教材集・資料」（平成28年11月）・「同教員用手引き」（平成28年11月）  
「NO！デートDV」（平成29年2月）  
「学校における人権教育のための資料集」（平成29年4月改訂）  
「人権教育実践事例集」（平成29年6月）  
「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」（平成29年11月）  
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止のために」（平成29年5月改訂）  
「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」（平成29年12月改訂）  
「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」（平成30年3月改訂）  
「教職員向け DV被害者対応マニュアル【改訂版】」（平成30年2月）  
「教職員向け DV被害者対応マニュアル【概要版】」（平成30年9月）  
「人権啓発学習教材『動詞からひろがる人権学習』」（平成30年12月改訂）  
「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」（令和元年10月）  
「大阪府人権尊重の社会づくり条例」（令和元年10月一部改正）  
「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（令和元年11月）  
「性の多様性の理解を進めるために」（令和2年4月）  
「ヘイトスピーチの問題を考えるために－研修用参考資料－」（令和2年4月改訂）  
「新型コロナウイルス感染症に伴う差別等について考える教材及び学習指導案」（令和2年7月）  
「教職員による人権侵害事象の防止徹底のために」（令和2年9月）  
「大阪府人権教育推進計画」（令和3年改訂予定）  
「第5次大阪府障がい者計画（後期計画）」（令和3年3月）  
「人権教育リーフレット『新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別』」（令和3年3月）  
「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について』～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～」（令和3年4月改訂）  
「教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取り組み」（令和3年7月）  
「ジェンダー平等教育啓発教材『男女共同参画について考えよう』」（令和3年10月）  
大阪府人権白書「ゆまにてなにわ（解説編）ver. 36」（令和4年3月発行予定）  
「教職員人権研修ハンドブック」（令和4年3月改訂予定）  
「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校の教育活動を再開するにあたって～（市町村立学校園版）」（最新版を参照すること）

## 松原市

「人権教育基本方針」（平成13年3月）  
「人権教育推進プラン」（平成15年4月）  
「在日外国人教育に関する指導の指針」（平成18年3月）  
「人権学習プログラム」「人権学習指導事例集」（平成15年4月）  
「松原市人権尊重まちづくり条例」（平成14年1月）  
「松原市人権施策基本方針」（平成17年3月）  
「松原市人権施策行動計画」（平成29年4月）  
「人間関係スキル学習指導事例集」（平成20年3月）  
「人権学習モデルカリキュラム参考事例集～小学校編～」（平成26年3月）

## 【支援教育に関する関係法令等】

### 法律等

- 「障害者基本法」(平成25年6月改正)
- 「障害者基本法の一部を改正する法律」(平成16年6月法律第80号)
- 「発達障害者支援法」(平成17年4月施行)
- 「学校教育法の一部を改正する法律」(平成19年4月施行)
- 「学校教育法施行令の一部改正について」(平成25年9月)
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月)
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年9月)

### 文部科学省

- 「特別支援教育の推進について(通知)」(平成19年4月1日)
- 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(平成29年3月)
- 「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」(平成25年10月)
- 「発達障害のある児童生徒等への支援について(通知)」(平成17年4月)
- 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」(平成17年12月)
- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月中央教育審議会初等中等教育分科会)
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」(平成28年6月文部科学省他)
- 「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」(平成28年8月)
- 「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」(平成30年2月)
- 「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」及び「同解説(自立活動編)」(平成29年3月・平成30年3月)
- 「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説(総則編・各教科等編)」(平成29年3月・7月)
- 「発達障がいについて保護者の理解を促進するために」(平成30年3月改訂)
- 「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要領上の出欠の取扱い等について」(平成30年9月)
- 「教育と福祉の一層の連携等の推進について」(平成30年5月文部科学省・厚生労働省)
- 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成30年8月)
- 「学校における医療的ケアの今後の対応について」(平成31年3月)
- 「医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について」(令和2年3月)
- 「学校施設バリアフリー化推進指針」(令和2年12月)
- 「障害のある子供の教育支援の手引き」(令和3年6月)
- 「小学校等における医療的ケア実施支援資料」(令和3年6月)

### 大阪府

- 「学校全体で取り組む総合的な体制づくり」(平成17年3月)
- 「体罰防止マニュアル(改訂版)」(平成19年11月)
- 「精神障がいについての理解を深めるために」(平成20年5月改訂)
- 指導資料集「ぬくもり」(平成22年3月)
- 「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(平成25年3月改訂)
- 「障がいのある子どものより良い就学に向けて〈市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック〉」(平成26年3月)
- 「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」(平成30年3月改訂)
- 「すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり(「通常の学級における発達障が

い等支援事業」実践研究のまとめ）」（平成27年6月）  
「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別的教育支援計画』の作成・活用」（平成28年3月）  
「みつめよう一人ひとりを」（平成31年1月改訂）  
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり」（平成31年3月）  
「通級による指導実践事例集（中学校・高等学校）」（令和2年3月）  
「自立活動ハンドブック（小学校版）」（令和3年3月）  
「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（市町村立学校園版）」（最新版を参照すること）

## 【進路指導に関する関係法令等】

文部科学省

「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）

国立教育政策研究所

「今ある教育活動を生かしたキャリア教育」（平成24年8月）

大阪府

「中学校進路指導のための資料（毎年度）」

「帰国・渡日児童・生徒就学支援ハンドブック」（平成21年3月）

「大阪府キャリア教育プログラム」（平成23年3月）

「キャリア教育の進め方サポートブック」（平成24年3月）

「大阪府キャリア教育リーフレット①②」（平成31年3月、令和2年1月）

「進路選択に向けて」（多言語、毎年度）

「奨学金等指導資料」（平成30年4月更新）

## 【道徳教育に関する関係法令等】

文部科学省

小学校道徳 読み物資料集（平成23年3月）

中学校道徳 読み物資料集（平成23年3月）

「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」（平成29年3月・7月）

「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」（平成31年3月）

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和2年3月）

大阪府

道徳実践活動学習教材 「未来を切り拓く心を育てるために」（平成12年3月）

「夢や志をはぐくむ教育」（大阪府教育センター 平成21年度調査研究）（平成22年3月・23年3月）

「魅力ある道徳の授業づくり」（平成22年3月）

「『大切なところ』を見つめなおして～『こころの再生』府民運動～」（平成27年3月小学校1・2年版、3・4年版 平成26年3月小学校5・6年版、中学校版）

「『特別の教科 道徳』実践事例集」（平成30年2月）

「学習指導要領（平成29年告示）のポイント【評価編】」（令和2年8月）

## 【学校保健・学校安全に関する関係法令等】

法律等

学校保健安全法（平成27年6月改正）

文部科学省

「食に関する指導の手引き」－第一次改訂版－（平成22年3月）

「学校給食衛生管理基準の施行について」（平成21年4月）  
「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」（平成27年3月）  
学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月）  
学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月）  
学校環境衛生基準（平成21年4月）  
「薬物乱用防止教育の更なる充実に向けて」（平成26年7月）  
「薬物乱用防止教育の更なる充実について」（平成28年2月）  
「落雷事故の防止について」（平成30年7月）  
「熱中症事故について」（平成30年5月・7月）  
「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）

#### 環境省

「熱中症 環境保健マニュアル2018」（平成30年3月）

#### 厚生労働省

「薬学を学ぼう」（平成27年4月改訂）

#### スポーツ庁

「ハンドボール等のゴール転倒による事故防止等について」（平成29年1月）  
「学校の体育活動中の事故防止について」（平成28年5月）  
「武道必修化に伴う武道の安全管理の徹底について」（平成29年6月）  
「水泳等の事故防止について」（令和3年4月）  
「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」（平成30年4月・9月）  
「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）  
「保健体育科における武道の安全管理の徹底について」（令和元年9月）

#### 文化庁

「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月）

#### 大阪府

「熱中症事故等の防止について」（令和3年5月）  
「学校における食物アレルギー対策ガイドライン」（平成29年2月）  
「一人ひとりの生と性～『性に関する指導』について～」（平成31年2月）  
「大阪府 『学校保健総合支援事業』健康教育指導者育成支援事業報告書」（平成29年2月）  
「性教育指導事例集」（平成15年3月）  
「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」（平成24年12月）  
「薬物乱用防止教育の推進について」（平成28年2月）  
「大麻等薬物乱用防止教育の充実強化について」（平成30年10月）  
「小学生向け新体力テスト用動画教材のWeb配信について」（令和3年3月）  
「令和2年度小学校『体育』指導力向上研究協議会（実技的演習）の中止に伴う動画教材のWeb配信について」（令和2年10月）  
「体育の授業が分かる！簡単プログラム」（体力向上実践事例集活用プログラム）（令和元年7月）  
「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」（平成27年3月）  
「新体力テスト測定マニュアル」（平成29年3月）  
「新体力テスト測定掲示ポスター」（平成29年3月）  
「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」（体力向上実践事例集）（平成29年3月）  
「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」（平成26年3月）  
「学校における防災教育の手引き（改訂2版）」（令和元年6月改訂）  
「子どもの安全確保推進月間の周知について」（平成28年5月）  
「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行について（平成28年3月）  
人権教育リーフレット6「食物アレルギーのある子への配慮」（平成27年3月）  
「運動部活動等における熱中症事故の防止等について」（平成30年7月）

- 「『登下校防犯プラン』について」（平成30年7月）
- 「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月）
- 「熱中症事故の防止について」（令和元年5月）
- 「府立学校における『熱中症予防のための運動指針』の見直し及び熱中症予防のための『暑さ指数計』の配布について」（令和元年5月）
- 「子どもの安全確保推進月間の周知及び広報啓発ポスターの送付について」（令和3年5月）
- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用について（令和3年6月）

松原市

- 「松原市立中学校に係る部活動の方針」（平成31年4月）

その他

- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月 財・日本学校保健会）
- 「学校における薬品管理マニュアル」（平成21年7月 財・日本学校保健会）
- 「スポーツ事故防止対策映像資料（DVD）『その時あなたは』」（平成27年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）

## 【教職員の資質向上に関する関係法令等】

大阪府

- 「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」（令和3年3月改訂予定）
- 「ミドルリーダー育成プログラム」（毎年度）
- 「初任者等育成プログラム」（令和4年3月改訂予定）
- 「大阪府教員等研修計画」（令和4年3月改訂）

## 【幼児教育保育に関する関係法令等】

法律等

- 「子ども・子育て支援法」（平成24年8月）
- 「認定こども園の一部改正法」（平成24年8月）
- 「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年8月）」

文部科学省

- 「スタートカリキュラムスタートブック」（平成27年1月）
- 「幼稚園教育要領」（平成29年3月）
- 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成29年3月）
- 「保育所保育指針」（平成29年3月）
- 「幼児理解に基づいた評価」（平成31年3月）

国立教育政策研究所

- 「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム」（平成30年3月）

大阪府

- 「園内研修のすすめ方」（平成30年3月）
- 「スタートカリキュラム学びの接続モデルリーフレット」（平成30年3月）
- 「幼児教育推進指針」（平成31年4月改訂）

## Ⅱ. 社会教育について

### 令和4年度重点事項

#### 重点事項1 生涯学習の機会の拡充

子どもから元希者（高齢者）まですべての市民が、心豊かで、健康で明るく生きがいのある充実した生活を送るため、社会の変化や多様な市民ニーズ等に配慮した生涯学習の機会や場の提供を図り、学習活動を通じて、人々の結びつきを強め、人づくり・地域づくりにつなげる。

#### 重点事項2 教育コミュニティづくりの推進

学校運営協議会を設置し、地域社会の共有財産である学校を核とし、様々な人々がともに子どもの教育のために力を出し合う「協働」の関係によって継続的に子どもにかかわるシステムをつくり、地域で展開されている様々な活動の活性化やネットワーク化を進め、地域の間人関係を構築し、地域社会の中で子どもを育てる教育コミュニティの形成を図る。

#### 重点事項3 市民一人ひとりの人権を尊重する社会教育の推進

「松原市人権尊重のまちづくり条例」や「松原市人権施策基本方針」、「松原市人権施策行動計画」、「松原市人権教育基本方針」、「松原市人権教育推進プラン」に基づき、市民一人ひとりが人権感覚を身につけて人権問題を自らの問題としてとらえ、その解決に取り組む姿勢をもてるよう自尊感情を醸成し、人と人との豊かなつながりを築けるよう、総合的に推進する。

#### 重点事項4 青少年の健全育成の推進

青少年の健全育成を図るために、学校教育だけでなく、家庭や地域において子ども達がのびのびと健康で安心して活動できるよう、関係諸団体などに働きかけ、より多くの人々が青少年と一緒にやって行うボランティア活動や文化・スポーツ活動など、地域の活動を積極的に支援する。また、子どもや親子を対象とした参加・体験型の実践交流活動の機会の提供等に努める。

#### 重点事項5 文化財の保護と活用をととして、郷土への愛着と理解を深める

長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた文化財は、貴重な歴史遺産で、歴史の解明にとってかけがえのない資料であり、これらを後世に伝えることは、地域文化の発展やまちづくりを進めるうえで重要である。

そのため、文化財の展示公開などを通じて、文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財愛護の普及と文化財の保護・保存に努める。

#### 重点事項6 市民の教育と文化の発展に寄与する図書館活動の推進

図書館は“だれも”が利用できる生涯学習施設として、市民が必要とする様々な資料、情報の提供に努めるとともに、令和元年度に整備された松原市民図書館（読書の森）を中心とし、情報化社会の進展などによるライフスタイルの変化に対応したサービス並びに学校との連携をより一層展開し、市民の教育と文化の発展に寄与する図書館活動を推進する。

## 【重点事項ごとの取組み】

### 重点事項1 生涯学習の機会の拡充

#### (1) 生涯学習事業の充実

今日的な課題である少子高齢社会への対応、子育ての学習、人権の尊重、情報通信技術の活用など、子どもから元希者まで様々な世代を対象とした体験活動を含む講座、世代間交流を目的とした講座、成人、元希者の力を生かし地域社会での活動につながる講座など、広く市民に生涯学習の場と学習機会の提供に努める。

#### (2) 公民館事業の充実

「集い・学び・結ぶ」機能を持つ地域づくりの拠点として、各種教室や講座を開催し、市民の交流活動と多様な学習活動を支援することにより、学習成果が実生活に生かされ、地域文化がさらに発展するよう公民館活動の充実に努める。

また、市民の自主的な学習活動を支援するとともに、地域の仲間づくりなどのコミュニティづくりに努める。

#### (3) 家庭教育の充実

家庭の教育力の向上を図るため、子育て支援に係る関係機関と連携し、家庭教育や子育ての支援を行うとともに、子育てに関する自主グループの育成とネットワークづくりに努める。

就学前の家庭教育の大切さについての啓発や、各学校園での保護者を対象とした家庭教育研修会など、家庭教育の学習機会の充実に努める。

また、保護者の主体的な学びを促進し家庭の教育力を高めていくために大阪府が研究開発した親学習教材「『親』をまなぶ、『親』をつたえる」を活用した学習機会の提供を図り、子育て家庭を地域で支援するよう努める。

#### (4) 情報発信の充実

生涯学習に関する情報についてホームページ・広報紙を始め、SNS・松原市メール配信サービスを活用するなど積極的に発信し、地域住民の主体的な学習意欲を大切に、生涯学習に参加しやすい環境整備に努める。

#### 《推進事業》

##### ●生涯学習事業：地域の仲間づくり（各種体験教室、ゆったり・これから倶楽部講座の開催）

公民館講座終了後の自主グループ育成支援

居場所づくり（子育て中・一般・男女共同参画）・わくわくキッズ等、講座の開催

地域活動支援者養成講座の開催

### 重点事項2 教育コミュニティづくりの推進

#### (1) 教育コミュニティの形成

① 教育コミュニティづくりの視点から、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を導入した学校）を導入し、学校が行う教育活動等について、保護者や地域がより主体的に参画できるように図る。

- ② 地域社会の人間関係の希薄化や大人社会のモラルの低下など、地域社会における教育機能が低下していると指摘されている中、総合的な教育力の再構築をめざし、子どもの健全育成に地域社会をあげて取り組むことが重要である。
- ③ 教育や子育てに関する課題を学校・家庭・地域が共有し、課題解決に向け、各中学校区で組織されている地域教育協議会において、校区フェスタ事業をはじめ様々な取り組みを通じて、地域の子ども同士、子どもと大人、大人同士が交流を深め教育コミュニティの推進を図る。
- ④ 地域住民等の参画による「地域学校協働本部事業」「土曜子ども体験活動推進事業」「家庭教育支援事業」の3つの事業を展開することにより、学校・家庭・地域の連携を深め教育コミュニティづくりの一層の推進を図る。

## (2) 地域の教育力の活性化

- ① 多様な知識や技能、経験を有する地域の方々、また日頃の生涯学習の成果などを活かしていただける方々をボランティアとして募集、登録し、地域や学校などのあらゆる生涯学習の場で指導者、支援者として活動していただく「松原市生涯学習地域サポーター（通称）まっcom」事業を推進し、地域の教育力の活性化に努める。

### 《推進事業》

- 学校運営協議会制度の推進
- 地域学校協働本部事業：各中学校区で実施
- 土曜子ども体験活動推進事業（おおさか元気広場）：各小学校区で実施
- 家庭教育研修会支援事業：幼・小・中学校で実施
- いきいき事業：各中学校区フェスタ等の実施
- 社会教育関係団体指導者セミナー：活動の充実と指導者の資質向上のため、PTAを対象として実施
- 生涯学習事業：地域のボランティアリーダーの養成、公民館講座等への派遣  
生涯学習地域サポーター（まっcom）の登録・派遣  
地域での子育て支援ボランティアの養成、派遣
- 学校施設開放事業：市内各小中学校・市内公立高校の体育施設を地域に開放し、地域コミュニティづくりを促進

## 重点事項3 市民一人ひとりの人権を尊重する社会教育の推進

### (1) 人権教育の推進

- ① 人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、PTAなど社会教育関係団体をとおし、継続的な啓発活動を行い、社会教育全ての領域において人権教育を推進するとともに、人権啓発推進協議会との連携により事業の拡充を図る。
- ② 「大阪府識字施策推進指針」および「国連識字の10年」の趣旨を踏まえ、市民への啓発を行うとともに、識字学校などの推進を図る。
- ③ 生涯学習の機会を提供し、男女共同参画の推進に努める。

### 《推進事業》

- 識字学校の推進
- 生涯学習事業：居場所づくり（男女共同参画）



## 重点事項4 青少年の健全育成の推進

### (1) 青少年の健全育成

- ① 青少年が多様な社会参加活動などをおして、自律性や、社会性、人権意識、倫理観を培うなど、豊かな心を育むことが重要である。青少年の健全育成を推進するため、「大阪府青少年健全育成条例」及び「大阪府子ども総合計画（平成27年度から令和6年度までの10年）の趣旨を踏まえ、松原市青少年指導員連絡協議会や松原市子ども会育成連絡協議会などの関係諸機関・学校・家庭・地域の諸団体との連携のもとに地域が一体となり、地域で子どもを守り育てる「大人のスクラム」を強化し、青少年と一緒にあった社会参加活動や、青少年を取り巻く社会環境の浄化活動及び青少年の健全育成活動に努める。
- ② 地域における青少年の安全確保に向け、「子どもの安全見守り隊」の取り組みを浸透させるとともに、青少年対策会議では、学校や各種関係団体、教育機関と連携し地域一体となって青少年を見守る運動を推進する。

### (2) 青少年指導者の育成

- ① 青少年指導者の育成を図るため、研修、養成事業などを実施するとともに、府・南河内地区等の研修に積極的に参加するなどして、指導者としての研さんを積めるよう支援し、青少年の健全育成を促進する。
- ② 教育を基軸とした地域住民と学校関係者の「協働」によって形成される「教育コミュニティづくり」の中で、青少年を地域の活動に取り込み、21世紀を担う青少年リーダーの養成を推進する。

### (3) 青少年団体等の育成

- ① 子ども会や青少年リーダーなど、地域活動を担う団体の活性化を図るため、情報の提供や人材養成などの支援を行い、自主的な企画や運営ができるよう団体の育成に努める。

#### 《推進事業》

- 青少年育成関連事業：青少年指導員の活動推進、青少年対策会議の実施、子ども会の活動推進
- 成人式事業
- ジュニアリーダー養成事業：主に中学生を対象にリーダーとなる人材の養成

## 重点事項5 文化財の保護と活用をおして、郷土への愛着と理解を深める

### (1) 文化財の保護と活用

- ① 文化財の調査を行い、重要な文化財は市指定文化財として保護を実施する。また、指定文化財の現状調査を行い、保存・管理に必要な支援に取り組む。
- ② 埋蔵文化財の調査を実施し、調査成果をもとに現地説明会や速報展示などを行い、郷土の歴史について理解を深め、埋蔵文化財の保護に取り組む。
- ③ 郷土の歴史・文化に理解を促すため、学校教材としての貸出や出前授業、歴史講座、インターネットの活用などを行い、文化財の普及啓発の促進に取り組むとともに、郷土資料の保管場所の整備に努める。また、平成29年に日本遺産に認定された日本最古の官道「竹内街道」について、出前授業や展示を通じて、より一層の周知に努める。
- ④ 市内には、指定文化財をはじめ貴重な文化遺産を有し、市民と行政が協働して、郷土についての学びや文化財愛護意識の醸成を促進するため、文化財ボランティア活動の支援を行う。

## 《推進事業》

- 文化財の保存
- 埋蔵文化財の保存と活用
- 文化財の普及啓発
- 文化財ボランティア活動の支援

## 重点事項6 市民の教育と文化の発展に寄与する図書館活動の推進

### （1）図書館行政の推進

- ① 松原市民松原図書館（読書の森）では、自習室の設置、閲覧スペースの拡充等を行い、子どもたちが自由に本と親しむことができるスペースを増やすなど読書環境の充実を図り、現在の多様化する市民ニーズに対応した図書館行政を推進する。また、学校園、保育所、子ども文庫など各種団体への団体貸出の促進など、読書活動の支援を行う。

### （2）近隣図書館との相互利用サービス

- ① 近隣市の図書館を広く利用できるよう、大阪市、中部8市2町1村（東大阪市、八尾市、柏原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村）との間で図書館の相互利用を行っており、また、一定の条件のもと阪南大学図書館の利用もできることにより、市民の利便性の向上に努めている。

### （3）障がい者、元希者に対するサービス

- ① “だれも”が使える図書館をめざし、録音図書の提供並びに大活字本の整備、対面朗読、自宅へ出向いてのホームリーディングサービス、配本車による自宅への直接配本サービス等を行う。さらに、全国の関係施設が所蔵する点字・録音図書の資料検索システムにより、幅広い資料の提供に努める。

### （4）資料の相互貸借

- ① 市民の多様なニーズに応えるため図書館資料の充実はもとより、国立国会図書館をはじめ、大阪府立中央図書館、大阪市立中央図書館などの公立図書館と連携を図りながら資料提供をより一層進める。

### （5）乳幼児向けサービスの充実

- ① 『えほんのゆりかご』や『おはなし会』など乳幼児向けサービスをボランティア団体と協力しながら充実を図る。また、子育て支援センターなどと連携し、ボランティアが参加者に対して子育て支援に関する情報提供ができるよう、パンフレットやイベントの案内を配布するなど工夫を図る。

### （6）学校との連携の推進

- ① 子どもたちの読書活動を推進するために、学校や学校図書室などへ、団体貸出を行い、読書環境の充実を支援する。また、図書館を活用してもらうため、図書館見学や職場体験などを通じて子どもたちに図書館利用のアドバイスを図るなど、学校との連携を推進する。

### （7）ボランティアの養成

- ① 目の不自由な人への録音図書作成や朗読活動、子どもたちへの絵本の読み聞かせなどを実施できるボランティアを養成し、多くの人の読書活動の推進に努める。

## **(8) 市民の読書活動の推進**

- ① 各種講座や講演会を実施することで、本と人との出会いや市民の生涯学習活動を支援し、図書館の利用促進を図る。

### **《推進事業》**

- 図書館行政の推進
- 近隣図書館との相互利用サービス
- 障がい者、元希者に対するサービス：録音図書作成、ホームリーディングサービス
- 乳幼児サービス
- 学校との連携の推進
- ボランティアの養成：絵本とおはなし講座等の開催、朗読講習会
- 市民の読書活動の推進：各種講座、講演会